

内閣委員会 議 録 第 二 十 三 号

昭和三十一年三月十四日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君
委員 正芳君 理事 保科善四郎君
理事 受田 新吉君
大坪 保雄君 大村 清一君
北 隆吉君 小 金 義照君
高橋 隆吉君 辻 政信君
床次 徳二君 林 唯義君
福井 順一君 眞崎 勝次君
松浦周太郎君 宮澤 胤勇君
岸山 博君 山本 正一君
横井 太郎君 飛鳥田一雄君
石橋 政嗣君 稻村 隆一君
片島 港君 勝岡田清一君
成田 知巳君 西村 力弥君
細田 綱吉君 森 三樹二君

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君
國務大臣 清瀬 一郎君
厚生大臣 小林 英三君
労働大臣 倉石 忠雄君
國務大臣 太田 正孝君
出席政府委員 林 修三君

外務事務官

(シブア局長) 中川 融君
厚生事務官(大臣官房総務課長) 小山進次郎君
労働事務官(大臣官房総務課長) 武藤 常介君
労働事務官(大臣官房総務課長) 村上 茂利君
労働事務官(職業安定局長) 江下 孝君

委員外の出席者

議員 山崎 巖君
厚生事務官(引揚援護局未帰還調査部長) 吉田 元久君
労働事務官(労働局労働課長) 大野雄二郎君
専門員 安倍 三郎君

三月十三日

委員辻政信君辞任につき、その補欠として岸田均君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員岸田均君辞任につき、その補欠として辻政信君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員西ヶ久保重光君及び下川儀太郎君辞任につき、その補欠として勝間田清一君及び成田知巳君が議長の指名で委員に選任された。

三月十三日

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外九名提出、参法第二号)(予)

同日

東北地方に苛戻手当支給に関する諸願(愛知撰一君紹介)(第一二七号)同外一件(須磨彌吉郎君紹介)(第一二九〇号)

金瑞麟章年金復活に関する諸願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一二九一号)

元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する諸願(愛知撰一君紹介)(第一三二五号)同(竹谷源太郎君紹介)(第一三二六号)同(保科善四郎君紹介)(第一三三七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出、衆法第一号)

労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五五号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

憲法調査会法案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますので、順次これを許します。細田綱吉君。

○細田委員 私は総理に伺いたいのでありますが、あなたが野党の時代には、現在のような軍備を持つことは憲法違反だと言っておられた。ところが朝に立たれてから、この御心境が変化された。しかもそれがさらに拍車を加えて、憲法改正を急いでおる。われわれの見たところでは、再軍備を公然とするために、まず第一に憲法改正をされるのだ、こう考えておるのですが、かつて現在の軍備は違憲だと言われておった人が、朝に立たれて違憲にあら

ず、さらに憲法改正をしかくお急ぎになるのはどういふわけであるか。また、その心境の御変化の過程を一つ伺いたい。

○鳩山國務大臣 私はあなたの言われる通り、在野時代に軍隊を持つことは憲法違反だと唱えたことがあります。けれども、それはその後変更いたしました。解釈を改めました。

○細田委員 その解釈を改められたことはよくわれわれも知っておるのです。あなたもかつては法律家御出身です。野にあると朝にあるとを問わず、憲法の解釈に、そう総理鳩山ではなくて、個人鳩山として変わるはずはないと私は思う。ところが総理になられてから非常に変化がある。どういふわけでその変化を来したか、その経過を一つ伺いたい。

○鳩山國務大臣 私は総理になってから自衛隊が持てるということをやったわけではありませんが、総理になる前に、自衛隊法が議會を通過したころに私の意見を述べたのであります。

○細田委員 かつて憲法は千古不磨の大典とまでいわれ、まず半永久的といふか、永久的に変えることがない大法典であり、基礎法典であると国民は意識した。ところが現在の憲法は制定されてからわずか十年、しかもあえて憲法違反をしてまでも広範な自衛隊を持つというようなことをしますと、まだ国民は民主主義の訓練を受けていない、まだ日本の十年の憲法では国民が憲法になれるところまでいかない。国民に民主主義をよく訓練するためにも、なれさせるためにも、また憲法というものの權威を保持するためにも、そう早急に憲法というものは改正するものではない。あなたはこれは占領下に置かれた当時制定せられた、こう言うのですが、占領軍の治下において制定されようといふと、これは日本の憲法であることは間違いないわけですから、従って平たく言えば、現在どういふところが御不便で、日本の国政担当のためにどうしても憲法を変えなければならぬというところはどこいふところでごさいますか。

○鳩山國務大臣 提案者からもよく説明しております通りに、この憲法は占領されている時分にできた憲法であります。あまりに時間がかからずに急速にでき上った憲法ではあります。それです。この際再検討をするのが必要だと私は考えております。

○細田委員 急いだから拙速で十分でないということを言われるかもしれませんが、しかし急がなくては、ゆっくりやっていると悪い場合もあるし、急いだが案外いいという場合もある。ただそれだけでは、われわれあなたの憲法改正の御心境に到達したということがわからぬ。あなたが憲法を改正されようといふところを急がれるのは、どういふところに政權担当の上から不便である、これを改革しなくちゃいかぬという原因があったかということ具体的に伺いたい。

○鳩山國務大臣 私はただいまの憲法

を便、不便でもって改正した方がいいというような考え方を持っていないのです。この憲法のでき工合がたいたい申しした通りでありますし、日本が独立をしたら日本国民の自由意思を土台にして、そうしてこの際再検討するのが適当であると思っておるのであります。

○細田委員 そうすると、一応制定の過程が占領下に置かれておったから、国民の自由な意思によって決定せられるならばそれでいい、だから憲法改正調査会がかりにできて、そうしてこのままでいいのだという結論に到達しても、あなたはそれでいいのですか。

○鳩山国務大臣 憲法調査会ができて、憲法調査会の判断は尊重をいたすつもりであります。

○細田委員 かつて自由党の案でしたか、どこかの案でしたか、天皇を元首とするというような原案ができておったと思いますが、現在のあなたのお気持は、天皇に対する国法上の位置はどういうようにされるつもりですか。

○鳩山国務大臣 天皇に対して特別の考えを持っておりません。憲法調査会の判定に待ちたいと思っております。

○細田委員 憲法を改正されると、現在の自衛隊はどういうふうに変るでしょう。

○鳩山国務大臣 憲法調査会の決定によって、自衛隊がどういう性格を持つかというところはきまると思いますが、あなたが有効に存在しているというところは、あなたもお認めになるでしょう。

○鳩山国務大臣 これらの点については法制局長官から答弁をしてもらいます。

○林(修)政府委員 今手元に材料を持っておりますから、はっきりした御答弁は留保させていただきますけれども、たしかあはれは戦争の平和的処理に関する、紛争の平和的処理に関する条約だったと存じますけれども、効力を持つておるかどうかということについては、今ちょっと資料を取りましてからお答えいたします。

○細田委員 あなたこの前の御答弁で、急迫不正の侵害のあった場合には、外国の基地もたたく、こう言われたのですが、政府の重要なポストにある方が、まだロカルノ条約が有効か、存在しているかというようなことも調べなくちゃ分らぬ、とこう言うが、これは今言われたように、明らかに平和的処理の方法を決定せられておるわけでありまして、従って外国の基地をたたくというところは、それが報復であろうと何であろうと、戦争の端緒にまで発展していくということはお考えになりませんか。

○鳩山国務大臣 どういうお質問でしょうか。

○細田委員 あなたが前回の答弁に、急迫不正の侵害なりと考えた場合は、それが外国の基地であろうと、行つたたく、こういふふうに御答弁になったわけですが、従ってそれが日本にとつてはかりに急迫不正の侵害を防止する意図であろうと、外国の基地をたたくというところは、戦争の端緒になるということはお考えになりませんか、とおっしゃる。

○鳩山国務大臣 仮定の問題としてそのときには答弁したのでありますが、私が答弁をいたしますときに条件をつ

けております。それはその以外に自分の国を守る方法がない場合には、その基地をたたくよりいたし方がない。そのたたくというところは自衛権の範囲だと思つておられるのであつたのであります。ちやうど正当防衛と同じように、そのほかにやり方がない場合にはその道を選ぶより仕方がない、こういうような答弁をしたのであります。

○細田委員 それはわかるのです。あらゆる手を尽してない場合ということ、これは当然な話なんです。そう軽く外国の基地なんかつたかたたくものではない。その御意見はよくわかる。しかしあらゆる手を尽し、あらゆることを考えた末にこれよりないと思つて外国の基地をたたくにしても、それは外国の基地をたたくことによってまさに戦争に突入する一つの端緒になるとお考えになりませんか。

○鳩山国務大臣 こちらは自衛権を持つという説明をしたのでありまして、向うから侵略するということ戦争の原因にはなるかもしれないけれども、こちらで自衛をしたということに言えよ、戦争が起きたということに言えないだろと思つておられます。

○細田委員 そうするとあなたはこつちが自衛のためなんだから、敵の基地をたたくにしても、それは戦争にならぬ、こういふふうにおっしゃるのですか。

○鳩山国務大臣 そのときの状態がそれらを判決いたしました。ともかく先方が日本を攻撃してきまして、それを防衛する以外に道のない場合に、防衛をした方が戦争を始めたのだというところは言えないだろうと私は考え

ます。

○細田委員 これはどうも、あなたの問いに対して問いをもつて答えるというふうなことで、ともかく急迫不正の侵害にしても日本を侵害する、日本がそれを防止するための意図ではあつても、向うをたたくんですから、そうなる戦争に入らざるを得ない。すると、あなたは日本だけが戦争じゃないといつても向うがまた来る、またこつちがたたく。そうするとまた戦争になつてくるのは当然だ。これは日本国民がやるのじゃなくて、敵が基地をたたくことによって宣戦を布告するかもしれない。その場合にはどうなさいますか。

○鳩山国務大臣 私はたびたび申しした通りに、他に方法がない場合自滅を待つことはできないからと申しておるのではありません。そういうような無抵抗主義をとるわけには参らないと思つてます。

○細田委員 私はあなたの御意思がきつて正当防衛的であり、あるいはまた自滅を待つわけにはいかぬというところのお気持はよくわかるのです。ですからそういう場合に戦争にならぬかという客観的なことを伺つておるのであります。あなたの主観的な、無理もないという気持を伺つておるわけじゃない。私にはよくわかっている。ただ客観的にそういう場合に戦争にならぬかならないかであらうというふうな安易な気持で、あなたの言う基地をたたく、しかしそれは自滅するよりもいいというふうな考えで、戦争になるかもしれないという気持でやられるのか、そのことを伺うのです。

○鳩山国務大臣 こちらは少しも戦争に持つていきたいという意思はないのであります。自衛する範囲内において自衛力を発揮するだけなんでありまして、戦争に持つていって侵略するということではないのでありますから、よくわかりさえすれば戦争にはならないはずであります。

○細田委員 そうすると、たとえば宣戦布告状態になると、おのずから第三国の関係というものが国際法上出てきますね。あなたは敵が日本に急迫不正の侵害をするからその根拠地をたたくんだと言われる。それではかりにその根拠地で使うところの多くの武器を、第三国がそこへどんどん搬入しておつた、船舶で輸送しておつたというふうな場合には、日本はその船舶をどうなさいますか。

○鳩山国務大臣 私はそういうような、だんだんと仮定をこしらへての御質問に対してはお答えができません。

○細田委員 仮定じゃないやありませんか。あなたは現にたたくと言われた。たたく限りは戦争になるか、ならないかのどちらかです。片方が日本にたたくことによって宣戦を布告するかもしれない。それをあなたの方が考えなかつたらよほどどうかしている。

○鳩山国務大臣 その戦争になるかならないかは、日本の意思がよくわかればならないはずであるとさつき答へました。

○細田委員 はずであるというふうなことは、これはあなたの方が仮定なんですよ。現にたたくんだから、向うが宣戦布告するかもしれない。これは実力行使なんです。それでは伺います

が、あなたの自衛権の範囲というのはいくほどの程度のことを言われるのです。いわゆるあなたの自衛権、交戦権、この定義を比較して一つ御説明を願います。

○鳩山国務大臣 私は他の機会において説明したと思いますが、自衛権というものは正当防衛権と同じようなものでありまして、正当防衛と同じような条件が備わらなければ自衛権を振り回すわけにはいかないというように思っております。交戦権というものは拿捕の問題とか、いろいろな問題に対して影響が違いますが、交戦権の有無というものと自衛権の有無というものは、私は結果において違いがあると思っております。その詳細な点については法制局長官から答弁してもらいます。

○林(修)政府委員 交戦権についてはこれはいろいろ説もあることでございますが、大体私も考えておる説は、戦時において交戦国が持つておるところの権利、かように考えておるわけでございます。その内容といたしましては、今まで代表的なものとしてしましては、ただいま総理大臣から御答弁申し上げましたように、中立国の船舶を拿捕するとか、あるいは占領地行政を行うとか、そういうことが内容となっております。

○細田委員 私はやめようと思つたが、その答弁じゃ承服できぬ。交戦権とは交戦国が持つ権利だ。交戦国が持つ権利というのはいくほどのものか。

○林(修)政府委員 ただいま申し上げました通りに戦時において国際法上交戦国に認められておる権利、かように申したわけでありまして、その内容はいろいろあると思いますが、今申しま

したように、中立国の船舶を拿捕するとか、あるいは占領地行政を行うとか、そういうものが代表的な内容だと思ひます。

○細田委員 状態はまさに交戦状態です。敵が不正な侵害をする、日本が基地をたたく、これは客観的な状態はまさに交戦状態です。このときに日本は自衛のため、敵もまた自衛のためだといふかもしれない。しかし常にそういうことによつて戦争に入る。それでさつきも申し上げたように、そういうような基地に多くの戦略戦術の武器弾薬等を搬入する場合、第三国の船はどのようなのです。

○林(修)政府委員 外国の領土、領海内にある中立国のものに対して、拿捕するとかなんとかいふことは、交戦権がない限り認められないことだと思ひます。

○細田委員 それじゃ最後に、あなたはいろいろ考へて、そうしてこれよりやむを得ないからといふことで敵の基地をたたくといわれるが、あなたの方でもまだ研究されてないとか、資料がどうかとおっしゃるが、ロカルノ条約によつて、戦力武力に訴えない一つの方法といふものを約束されておるわけですか。こういうようなことは、そういう場合に日本は国際連合に訴へるとか、あるいはその他の平和的手段に訴へて解決するといふことは、総理はお考へにならぬのですか。

○鳩山国務大臣 もちろん平和的に処理するというのが主でなくてはなりません。それでありましてから自衛権発動の前に、急迫にして不正なりといふことを言つたのは、そういう場合のい

りです。

○細田委員 終ります。

○山本委員 次に西村君。

○西村(力)委員 私はきのうの本会議でも法規の改正、ことに最高法規である憲法の改正などの場合には、この改正すべきであるという環境条件が十分に成熟しておるといふことが必要であつて、なおまたこの法律がある限りにおいて、日本の発展は望み得ない。ほんとうに重大な桎梏となつてきたといふことが確実の場合において、初めてそういう法規の改正は企図されなければならぬのだ、こういうことを申し上げたのであります。ところが、総理は法律を改正する場合に、こういう原則に立つてもよろしくお考へになつておると思ひますが、その点はいかがでございますか。

○鳩山国務大臣 あなたの御意見と同じような考へ方を持つております。

○西村(力)委員 しかしこの憲法改正に重大なる決意を持つて立ち上るだけの環境条件が整備されておる、こういう把握を何を持つてなされたか、それをお聞きしておきます。

○鳩山国務大臣 こういうことを主張する人がありまして、それがだんだんと国民の間に浸透して参りまして、そうしてそういうような空気ができるやうになつておるのです。

○西村(力)委員 それでは単なる事実の把握でなくて、あなた自身の希望せられた考へから左右されておる。希望的立場でもつてこの改正をやろうとするのだ、こゝ言わざるを得ない。予算委員会でもわが党の浅沼書記長が質問した場合においても、明白になつたのはあなたの方手において意識的にやつた

世論調査でさえも、改正を否とするものがよいだ、こういうことになつておる。しかもたたびたびの総理の答弁では、憲法改正に着手してそれを進める過程において、国民の理解が深まつて改正が勝利を占めるのだ、こういう不謹慎なることを言つていらつしやる。われわれはまことにそれは不謹慎だと思ふ。現実においては改正を否とするものがよいおる。それを押し切つて改正を組上に乗せることによつて、改正を妥当とする、是とするものがよいになる、こういうことをたびたびあなたは答弁せられておる。それではあなたの希望する立場を無理やりに国民に押しつけるんだ。環境、条件の不整備、成熟しない状況のままに押し切るんだという工合になる。先ほどの、環境、条件の整備を要するから十分なる成熟が確実になつてからやるんだといふあつたことを了承されたあなたの立場とは大いに違ふと思ふ。この点はいかがでございますか。

○鳩山国務大臣 私は、押しつけるといふ気分は毛頭持つていないのです。われわれがどういふような憲法改正を志しているかといふことが国民にだんだんとわかつてくれば、国民は賛成してくれと思ふ。そういうような傾向は世論調査の上では表れてゐるのであります。だんだんとわかつてくるから憲法改正論がふえてきてゐるわけ

です。

○西村(力)委員 世論調査の結果がわかつておると言う。わかつた結果が、是とするものは少数だといふことが判明しておるのです。その点をばつきりしなければならぬ。では私はお聞き

します。あなたの持つていらつしやる政府といふものは自民党そのものであるかどうか。これはもちろんそうじゃないと思ふ。私は、あなたの立つてゐる内閣といふのは自民党そのものではなく、やはり三分の一を占める社会党も含めた国会の上に立つての政府であると思ふのですが、総理の御見解はいかがですか。

○鳩山国務大臣 国会の信任を得ましたから政府ができたのであります。

○西村(力)委員 国会の信任であるといふことになるが、もちろんわれわれはあなたに投票しない。もちろん少数でありまして反対をした。その全体の上に立つての内閣である。こういうことになるのか。政党政府であるから自民党だけの上に立つての政府であるか。これはどちらに考へられますか。

○鳩山国務大臣 これも本会議で申しました通りに、民主政治といふものは、むしろ多数の政治でありますけれども、少数の意見も尊重していかなくてはならないといふことを言ひました。その意味で言へば、政府といふものは国民全体の政府である。少数党の社会党は投票もせず、信任もしないでしうけれども、しかしながらやはり社会党の上に立つ政府だと私は考へております。

○西村(力)委員 それでは明確になりましたが、それでは今回の憲法調査会を内閣に置くといふことは適當でないと思ひます。それはなぜかなれば、国民の意思といふものは、はつきり現在の国会の勢力分野に現れてゐるはずだ。憲法改正をやつてはならないといふ国民の意思は三分の一以上ある。少くとも投票に表れた数は三分の一以

上にある。ところが憲法の条章に従えば、憲法の改正は三分の二以上の国会勢力でもって初めて議決ができる、こういうことになっておるから、国会全体の前に立つておる政府は、たゞい自民党がどれほど憲法改正を急ぎ、熱意を持とうとも、政府としては国民全体の意思の上に立つておるんだ。国民全体は、憲法の条章によって憲法改正を否定する勢力、すなわち三分の一以上の意思を政府に預けておるんだ。憲法改正は不可能だということを今なお国民の意思というものがはっきり表明しておるのである。それであるから政府としては、今憲法調査会を政府に置くということは遠慮しなければならぬ。こういう工合に当然いくべきであると思うのですが、この点に対する總理の見解はいかがでございますか。

○鳩山国務大臣 私は憲法調査会に置いておるだけでありまして、憲法改正の賛成は、むしろ国会の三分の二以上の信任を得なければできないことはよく承知しております。

○西村(力)委員 国民の意思というのはこの民主的な選挙によって表明されておるのです。その上に立つてあなたの方は内閣を作つていられる。自民党は国民の三分の二の意思でもって立つておるのですから、それは憲法改正を急がれようとするかと御自由です。しかしあなたの方は自民党を支持した国民の三分の二の意思と、社会党を支持した三分の一の意思と、その全体の意思の上に立つておるのです。それであるから憲法調査会を内閣に置くというのとは、これは自民党そのままでない政府としては、これは私は適當でないと思う。この点内閣に憲法調査会

を置くこととせられた總理の民意に対するはつきりした御見解をお示し願いたい。

○鳩山国務大臣 私は憲法調査会に、憲法改正を相談するにも社会党に入つてもらいたいと思つていたくらいでありまして、憲法調査会には社会党の人にも発言権を与えて、そうして意見を参照していきたくて考えております。無視してなどはやるつもりはございません。

○西村(力)委員 私はそんなことを聞いているのではない。民意は憲法改正を是とする者は三分の二、三分の一が非とする者というところが選挙によって現れた、その全体の上にあなたは内閣を組織されておる。だからこう考へてくると、憲法の条章をすつと開くと、三分の二以上の賛成がなければ憲法を改正することができないのだ、そういうことになる。國民の意思を尊重するならば、今政府は憲法改正に乗り出してはならないのだ、こういうことになるのです。だからどうしてもその点についてあなたの真摯なる答弁を私は求めておる。この点をどう考へるか。

○鳩山国務大臣 この前の選挙には憲法改正の是非を争ひにいたしませんで、むしろ憲法を改正するときには國民に問うてしかる後に憲法改正に着手するわけでありまして、ただいま準備をしておるわけです。

○西村(力)委員 われわれは憲法改正に絶対反対、再軍備に反対を國民に強く訴えてこれだけの支持を得たわけなんです。あなた方がどうしようとも憲法を改正しようというのを言うたら、もっと少なくなったかもしれぬ、はつきり打ち出してそうして憲法改正をやる

んだ、海外に青年もやるんだ、敵が攻めて来たらやつつけてやるんだ、こういうことを打ち出してこの古い愛国心に訴えようとしたならば、あなたの方の支持はもっと減つたかもしれぬ。あなた方はやらないうちにでもわれわれはやつたんだ、やつたところが三分の一以上の支持があつた。この國民の意思を無視して憲法調査会を内閣に置くというのとは、國民の意思に対する反逆だと私は思う。その点明確に一つやつてもらいたいと思う。

○鳩山国務大臣 私はあなたと意見が違います。

○西村(力)委員 意見が違つてはどうにもしようがない、この際議論をするわけには参りません。それでは意見の違ふ点はそのままにしておきまして、次に一点だけお尋ねしたいのでございしますが、今アメリカ軍が日本に駐留し、そうして日本の意思いかんにかかわらず、外国に戦禍を及ぼすというところがある、事実今まであつた。ところがそのアメリカ軍と交戦をした国が正当防衛だという主張のもとに日本の國に反撃を加えた場合、あなたはやはりこれを敵の侵略と見て、正当防衛のあなたの主張されるという行動を開始せられるかどうか。この点についてはいかがですか。

○鳩山国務大臣 そういうことは考えておりません。

○西村(力)委員 そうすると考えておるといふのはどういふ場合ですか。

○鳩山国務大臣 外国から急迫にして不正なる侵略を受けた場合に、日本に自衛権があるということを主張しておるのであります。

○西村(力)委員 考えていないという

○西村(力)委員 考えていないという

工合に言つていらっしゃるが、あなたはよほどほめておる。なぜかという、朝鮮事案のときにアメリカの空軍あるいはその陸上部隊がほとんど日本から行つた。そういうので、日本の九州の飛行場などにおいては間もなく敵の反撃があるだろうというので、燈火管制をやつたり、さまざまな防衛態勢の準備を行動的にやつておる。だからこういうことを考へておりませんというのとは、実情を知らないもはなはだしうか。

○鳩山国務大臣 アメリカが占領していた時代と占領がおしまひになつた時代とは違います。

○山本委員 約束の時間ですか、結論をお急ぎ願います。

○西村(力)委員 占領中と今と違つて言うが、それじゃ今アメリカ軍は日本に了解を得て、しかる後に對敵行動を始めるというのであるかどうか、その点占領中と今ではどういふ工合に変わりましたか。

○鳩山国務大臣 米軍は安全保障条約に書いてある以外には行動はできないと思ひます。

○西村(力)委員 時間が他の人に食ひ込むのをおそれますからこれでやめますが、しかしほつきりした、安全保障条約以上に出られないという答弁をしましても、日本に斯うしてからでなければできないのだという工合に、今占領が終わつたあととは違つたといふことは全然ないはずなんです。そういう点をこまかされてはわれわれとしては納得できない。

以上をもつて私は終ります。
○山本委員長 次は大坪君。

○大坪委員 憲法調査会法案をめぐるの議論はもう相当長い期間続けられておりますが、社会党の諸君から入れかわり立ちかわりいろいろ御質問がなされますけれども、大体もうお尋ねになる事項は終りになつたようになうに見受けられる。單に瑣々めくりをしていような感じがいたします。この状態をいけば、これは何十日やつても結論には到達できないのじゃないかというようにささぐさ私どもには考えられる。それで今日私も、この調査会法案の提案者が御提案なさつたときに、その提案の趣旨として説明された事項にすっかり同感をいたしたのでありますが、不幸にして今日大政である社会党が反対をしておられる。この反対の状態であればこれはまことに不幸なことでありまして、いろいろなお話を伺つておりますと、どうもいろいろ誤解に基く点もあるのではないかと思はれるし、あるいはことさらなる曲解をなされておるというようにも感ぜられる点もあるようでございます。誤解であれば、やはり早くその誤解を解くようにしなければならぬ。曲解であれば、これは同じ日本人でありますから、話し合ひをして話し合ひのつくところがあるだろうと思つておられます。總理はこの憲法改正については不退縮の決意をお持ちになつておられると思つておりますが、そういう誤解や曲解については、なるべく早い機会にあらゆる方法手段を講じてこれを解くという行動に出なければならぬ、そういうふうにしていただきたいと思つておられます。そこでどういふ点が誤解であり、曲解であるかというふうなことを私はこの際考へてみたいと思つたのであ

ります。最近新聞紙の伝うるところによりますと、二つの社会党関係の声明というものが報道されております。その二つの声明を見てみますと、やはり誤解もあるが、曲解も相当あるように思われるのであります。その二つの声明について、私はこれに関連せしめて總理の御所見を伺いたい。それは国民に対して社会党の誤解を解く。總理並びに私どもの考え方を国民に明らかにする。こういうお気持ちを一つ御答弁を願いたいと思います。

その一は、去る二月二十三日の各紙夕刊であります。これに報道したところを見ますと、大阪で社会党は憲法擁護国民連合と共同で護憲演説大会を開かれた。そのために、社会党の鈴木委員長以下首脳部が大阪に下られたのであります。その下られた際に、大阪で声明を出しておいでになる。その声明を見てみますと、こういうことが書いてあるのです。「政府与党は、アメリカの強い要請を背景としていよいよ憲法の改憲を強行しようとする露骨な動きを示し出した。こういうように書いてある。果してアメリカの要請というものがあつたかどうか、この点であります。これに関連して、私は總理にその事実の有無をお尋ねしたい事柄があるわけでありませう。それはその翌日、二月二十四日の朝日新聞の朝刊にこういう記事が出ています。「鳩山首相を攻撃、護憲演説会で鈴木委員長」というのです。これはいろいろ述べられておりますが、その記事をちょっと読んでみますと、「鈴木委員長は演説要旨次の通り」というので、「鳩山首相は昨年八月私と会見したとき、日ソ交渉は年内にまとめ、また重光外相を押えて中

国との友好を進めるとはつきり言つた。云々。そうして先の方で、「ところで今鳩山内閣は憲法改憲によつて憲法改憲を目ざしているが、ここで私は古い記憶を思い起す。それは鳩山首相が戦後の追放中にダレス米國務長官に帝國ホテルで一札を渡し、憲法を改正し、第九条を取り去つて本格的な軍隊を持たねばならぬ。日本の軍需工業再建のため融資してほしい。そのかわりにアメリカの戦時動員計画に対しては積極的に協力すると約束した。こういうことを書いてある。これは私も思うのであります。そういう事実がございしたかどうか、その点を伺いたいと思います。

○鳩山國務大臣 このたびの憲法改正についてアメリカからは何らの話はありません。要請どころではありませう。何も話はないのです。憲法を改正したいという希望をこちらからアメリカに通知したこともございません。独立した日本が、自分の憲法を改正するにどういふわけでアメリカに相談する必要があるのですか。独立した国家が、自分の国の憲法を改正することに、アメリカに話し合いをする必要は全然ないはずであります。そういう誤解の生ずることはまことに遺憾であります。ダレスと会いましたときには、そういう情勢がありませう。まだ自衛隊という話もないのであります。それを、ダレスと私が会つて、日本を自衛するために軍隊が必要であるとか、あるいはアメリカの計画に日本が参加するといふような、そんな能力がある時代じゃないのです。

○大坪委員 私はさうであらうと存じます。私は總理の言を信じたい。それはこれを見てみても、当時、ダレス米國務長官と書いてありますけれども、鳩山總理が追放中はダレスは國務長官ではなかつたと思つた。こういう話はできたはずはないと私は信じておりました。今鳩山總理の言を伺ひまして、さうであつたろうと思ふ。しかしながら事柄は天下の大新聞である朝日新聞にはつきり出ているのです。鈴木委員長は演説の要旨として書いてある。これは私はゆゆしいことだと思ふ。鈴木委員長が事実を曲げて、さうしてことさらに總理を誹謗するやうな結果をもたらすやうなことを述べる、しかも自分の護憲という欲望のためにやるやうなことは、これは私も憲法改正を進めたいと思ふ。その気持からしても、なかなか許せないことだと思ふのであります。こういう点ははつきりしておかなければいけません。要するに、うそやごまかしで國民を指導するやうなことがないやうにしなければならぬと思つたからであります。この点については總理初め極力國民に訴える措置を私はとつていたのだと思つたのであります。

○大坪委員 それでは、この問題はやはり社会党の諸君が非常に誤解があるのではないかと思つた。私はこれを言いたいのである。(発言する者多し)あるいは曲解があるのではないかと思つた。私はそれを言いたいのである。この憲法は先刻の……

○山本委員長 大坪君に御注意申し上げます。總理に御質問を願います。

○大坪委員 それで私も今の日本の憲法が占領中になされたことであ

ります。これは時間ありませんから、私は非常に残念でありますけれども、その占領中になされたということは日本に主権がなかつたことである。そういう状態になされたといふことであるから、私もこれを改正しなければならぬと思つたのであります。それに對して社会党の諸君はさういふことは問題ではないといふことを言つておられる。しかし私はこれらの点はやはり國民によりよく知らしめなければいかぬと思ふ。時

間がございせんからもう一つ、社会党の……(笑聲、「社会党への質問じゃないんだ」「あつちだよ、質問は」と呼び、その他発言する者多し)總理に質問しては……

○山本委員長 お静かに願います。

○大坪委員 先刻も自衛権の論議がございしましたが、憲法調査会案に對して、社会党の諸君が不幸にして反對をしておられる。しかしながらこれはやはり社会党の諸君ともよく話し合いをしてこれを進めるやうにしなければならぬと思つたのであります。先刻の西村君からの御質問の中にもありましたが、先般同僚高橋君からも要望されたこととありますが、何としましては社会党の諸君は(笑聲、発言する者多し)氣に入らなければ協力しない、氣に入らなければ協力しない、従つて憲法調査会といふものができて、これには協力しないといふやうな意見を述べられておる。こういうことは私は適當でないと思つたから、總理は極力社会党の諸君に對しまして(笑聲)憲法調査会に入ることの努力を続けられなければならぬと思つたのであります。その点についてさらに明確に一つ御所信をお述べ願ひたいと思つたのであります。

○山本委員長 どうぞ結論をお急ぎ下さい。

○大坪委員 社会党の声明を讀み上げて、まして恐縮でございますが、自衛権の問題が今問題になりました。こういうことはやはり私もはつきりしておきたいと思つたから、總理に一つ見解をお尋ねしたい。(どこに質問してゐるんだ)と呼ぶ者あり)要するに、それは説明に時間を要するのだ。(笑聲)一昨十二日に東京の各紙の夕刊は一斉に社会党の声明といふものを發表いたしておりました。それによりまして、社会党の自衛権と交戦権に對する解釈といふものが出ております。これは社会党の考え方でありませうから、それを國民に訴えらるゝのは適當であらうと思つた。しかしながらその内容がもし非常に一方的であれば、これはやはり總理のお立場としても、これに對する總理の見解あるいは政府の見解を明確にされることが必要じゃないか。國民の誤解をもちますやうなことがあつては、この憲法改正といふやうな大事業は行ひ得ない。そういう意味からして私も社会党の諸君にはきつめてお氣の毒でありますけれども、聲明といふものが出ておりますから、その点について一つ總理の見解を伺ひたいのであります。

ます声明では……
○山本委員長 大坪君に御注意申し上げる。時間がありまじから、結論をお急ぎ願います。

〔名委員長「ゆっくりやれ」と呼び、その他発言する者多し〕

○大坪委員 自衛隊の設置や増強は憲法違反である、こう断定している。その断定の基礎として、日本国憲法は国の固有の権利たる自衛権を認めておるが、しかし自衛権の発動たる戦争や武力の行使は永久にこれを放棄した、従って自衛のための武力の保持も交戦権も認められない、こう言うのであります。

〔その通り〕侵略などされた場合は、侵略のされほうだいということになる。〔どこが侵略するのか〕と呼ぶ者あり。申すまでもなく、一國の自衛権とは、国または国民に対して急迫または現実の不正な危害がある場合に、その国家が實力をもってこれを防衛する行為なんです、力なんです。国が独立すると同時に本来的に持っている固有の権利であります。これはすでに国際間に確定した原則であり、しこうしてこれは国の独立の基礎条件なんです。

〔その通り〕自衛権と自衛力すなわち権利と力とは分別し得るものではありませぬ。力の保障のない権利などというものはないんです。すなわち自衛権というのは自衛力のことなんです。これを放棄することは自衛権の放棄なんです、独立の放棄なんです。これは死を意味する。私は、社会党の諸君は侵略のされほうだい、死んでもいい、日本の国は亡びてもいいといううなことを考へておるのかとさえ思ふ。この見解を私は総理にただししたいのであります。私は、いかに法律に無知であ

るとしても、かくも乱暴な議論や声明をされたことに對して真意を疑ふものであります。さらに憲法九条の「國權の發動たる戦争」という文字を、ことさら声明の中で「自衛権の發動たる戦争」と書きかえて、そうして自衛力がないと主張せんとおる。これは国民を欺瞞し、愚弄するものであるといつても私は過言でないと思うのであります。

○山本委員長 大坪君に重ねて御注意申し上げます。約束の時間ですから、結論をお急ぎ願います。

○大坪委員 そこでこれらの事柄について声明の各項目を讀みますと、日本は独立国でないということをはっきりいつておる点がある。その声明の四項の次に五項には、たとえば日本が侵略をされた場合には、こういうことを書いておる。具体的な侵略に対する防止策は武力以外の方法、たとえば国際司法裁判所への提訴、国際連合の活動促進など、基本的には米ソを含む極東安全保障体制の確立にあるなどといつて……〔発言する者多し〕

○山本委員長 結論をお急ぎにならな

いと発言を禁じます。

○大坪委員 こういうことで一体日本の安全が確保できるかということでありませぬ。私は本来三十分の予定で準備をしておいたのでありますが、社会党の諸君に十五分……〔ゆっくりやれ〕と呼び、その他発言する者多し。それでこういふ司法裁判所に提訴をしな——竹島の例で明らかではありませんか。そうして日本の防衛ができるか、あるいは国際連合に訴えて防衛ができ

るか、また今日の米、ソの対立の状態があるのに米、ソと一緒にした極東安全保障体制を作るといふようなことができるか、こういう今日の世界情勢に對する認識の不十分、こういうことで一体社会党は今日の時代を背負つておるつもりであるかどうかと思うのであります。こういう声明に對しましては、国民に對して誤解のないように、政府としてもあるいは手配としても声明を出されるということが必要じゃないかと思ひます。要するに、国民に對する宣傳、そういうことに對してもつと積極的な御処置を取る御意思はございませぬか、そのことをお伺ひしたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 ただいまのお説に對しては大體私は賛成であります。われわれが自衛権を主張するのは、やはり憲法九条がこれを禁止してはいないという解釈のもとに、自衛権があるといふように考へております。自衛権を持つといふことが憲法違反でないという意味は、憲法の九条はこれを禁止してないという解釈をとるからでありませぬ。日本が自分の国を守るという権利がなければ日本は独立をしていないはずです。

それからあなたが今おっしゃった英米の協力体制で日本を防衛するといふようなことは、どういふ意味だか私にはわかりませぬ。そういうようなことはあり得ないことです。今の状態においては、でありますから自由民主主義としても、もしもこれを国民が信用するやうな場合には、これを駁撃しておちよつと頭のある人ならばこれは信用しない、こう思うのです。

○大坪委員 国民が信用するようになるべしと仰せられました。こう次々に声明を出して国民に訴へると、自然そうなるんです。ですから早くやつていただきたいと思ひます。これを希望申し上げまして、残念でございますが、時間が参りましたから質問を打ち切りませう。

○山本委員長 次に勝間田君。

○勝間田委員 総理にさうぞう質問をいたしたいと思ひます。総理は参議院におきまして、自衛に名をかりて、攻撃を加えられた場合には相手の基地を攻撃すると答弁されました。そこであなたにお尋ねをいたしたいのであります。今日、中ソ友好同盟条約が中ソ間に締結されております。その第一条及び第二条におきましては、日本の基地を出発せる日本国の軍隊、またはこれと同盟する軍隊が中国、ソ連いずれかに攻撃を加えた場合には直ちにこれに武力をもって支援するといふ条約が、アジアのこの大きな地域に締結をされております。あなたの攻撃を加えらるという自衛権の問題と、中ソ友好同盟条約との関係はあなたはどう解釈されるか、この点をまず明らかにしてほしい。

○鳩山國務大臣 私は参議院でよく説明をしました通りに、わが国が急迫不正なる侵略を受けた場合のこのみを考へておりますから、そういう場合には中ソ同盟条約には何らの影響はないものと思ひます。

○勝間田委員 もう一点あなたにお尋ねをいたしたいのであります。日本とアメリカとの間に日米安全保障条約が締結されておることは御存じの通り、これにおいては太平洋の安全の

ために、あるいは国土の安全のために、あるいは国内の内乱、騒擾のために、アメリカの軍隊が出動するという条約を締結いたしております。従つてこの侵略を企てた場合に、あなたは攻撃をする、たたく、こういう情勢になつた場合においては、アメリカの軍隊はいかなる行動を起すのか。この安全保障条約とあなたの答弁との関係はどうなるのか、この点を明らかにしてほしい。

○鳩山國務大臣 安保条約は、日本が侵略を受けた場合においては、アメリカはこれを防衛してくれるものと思つております。

○勝間田委員 アメリカの軍隊は出動するのでしょうか。わかりませぬ。それがもし中ソ兩國の陣営であるならば、中ソ友好同盟条約が發動するでしよう。そこに戦争が起るでしよう。あなたは今日のアジアの情勢を見てどう解釈されるか。

○鳩山國務大臣 中ソから侵略はないものと思ひますから、そういう場合は生じないものと思ひます。

○勝間田委員 中ソは侵略を日本に企てないものと思ふとあなたはここで前提を持たれておるのでしょうか。けれども、あなたの法理論から申しますならば、今日の日本の国がいかなる条約を締結しておるか、相手国がいかなる条約を締結しておるか、それに対するあなたの攻撃、武力あるいはたたくといふことがいかなる意味を持つものかといふことは、あなた自身が一番よく知つておるべきはずなんです。それをあなたは全然藉口して、あなたも正当防衛権なるがごとく主張することは、今日のアジアの情勢に重大な影響を持

○勝間田委員 それならば、自衛隊はどうして増強されるのであるか。平和がくるとあなたは考えておるのに、自

わかる通りに、今日鳩山内閣の任務は憲法改正であるが、社会党は三分の一

百五十四名にすぎません。ここに小選挙区制の問題が今日上程されていくという根拠は、われわれははつきり世界

申し上げて、私の質問を終わります。

（拍手）

○山本委員長　森君、もう約束の時間

ヴァイスを受けている。私はこれは国民に對する非常に無責任な態度であると考えざるを得ないのでありまして、

できる限り総理はみずからの御判断によつて今後御答弁されることを強く要望いたしまして、私の質疑を行わんとするものであります。

総理は、しばしば憲法改正のために選挙法を改正するものではないというように御答弁をされておられますが、しからば何がゆゑにかの小選挙区制法案を今国会に提案をせんとされておられるのか。私は選挙制度調査会の委員といたしまして、かつて昨年の六月あなたがその審議会に臨まれまして、日本の二大政党の議会運営をスムーズにし、政局の安定を得るためにこの選挙制度調査会というものを設けて、各位に慎重なる審議を希望するという御発言がありました。当時の情勢とその後における日本の政治の客観情勢は非常に大きく変化いたしました。御承知のことくわれわれ社会党の合同、その後引き続き保守合同が行われまして、今や二大政党は日本の国政の上に明確にそのルールに乗って参つております。

しかる以上は、総理の諮問されたところの小選挙区制を施行しなければならぬという理由は、私は全く今やなくなつておるのであるといつても過言でないと思つておられます。何がゆゑに総理はこの小選挙区法案を無理押しに今国会に上程せんとされておられるのか、御所見をお伺いしたいと思つております。

○鳩山国務大臣 私我先刻退席いたしましたのは、すでに了解ができておるものと思つたので、何も故意があつて出たわけではございません。

それから小選挙区制を、憲法改正に関連がありとして提出をしているわけではございません。これは二大政党になつ

たならば、小選挙区の方が世界的に普通である。なお、小選挙区の方が、政治が国民に浸透していくのにはいいということは、どの国でも言つておることでありまして、二大政党になつた小選挙区制をとつた方がいいと思つます。とにかく、小選挙区制がいいというところは議者の定論でありまして、小選挙区をやるといふことは、すいぶん政治家でない人たちの注文があつたわけでありまして、小選挙区に着手したことはすいぶん古いのであります。決して、憲法改正のために、小選挙区論ができたというわけではないのであります。

○森(三)委員 時間がございせんから、私はあなたと論争しようとは思つておりませんが、あなたは二大政党の日本の政治を確立するために、小選挙区制を施行せよというようなお考えを持つておつた、当時私はお聞きしたのであります。今日はあなたは逆に二大政党になつたから小選挙区制にすべきだといふような発言をなさつておられることは、まことに私は遺憾にたえないのであります。各国の例を見ましても、英米のごときは小選挙区制を施行しておるといふことも、決して小選挙区制を施行したから二大政党になつたといふことではなくして、小選挙区制を施行する前から、すでに英米においては二大政党の対立という政治的な情勢ができておつたのであります。総理が今申されたことは、総理が選挙制度調査会に諮問された当時とは異なつた御答弁である。これはとりもなわさず、総理の腹の中にあくまで憲法改正のために三分の二以上を保守政党が獲得せんとする腹であること

は明らかであると思つております。私は自民党の幹部の諸君のうちにも、この小選挙区制をわれわれが出すことを君らが阻止せんとするならば、君らも憲法改正の内容は反対であつてもその手続に賛成するならば、われわれはあえてこの小選挙区制の法案を出さなくともいいのだ、こう言つておられることを私はしばしば聞いておるのであります。私はそのお考えが総理の真意でなければならぬ、かように考へておりますが、重ねてお尋ね申し上げます。

○鳩山国務大臣 そういふことはございせん。

○森(三)委員 お尋ねいたしましたようにも、そういうことはないとはいふようにな、ただ表面的な御答弁であります。われわれはあくまでもその総理の御答弁は信ずることができないのであります。昨年の六月に設置されました選挙制度調査会がこの答申案を今日政府が非常に急いでおられる。これは私はその理由がわからないのであります。すなわちこれも憲法改正の手段としての手続を早めたいと、このように総理がお考えになつておられるのではなからうかと思つておられます。といふことは、先般三月十二日に開かれましておきまして、いまだ質疑が進行中であるにもかかわらず、保守党のある委員から、質疑打ち切りの動議ならばまた格別でございしますが、討論打ち切りの動議を提出し、しかもこれを強引に当時の会長が採決をいたしましたのであります。その採決の前にわが党の同僚委員から、会長に対し不信任の動議を提出し、当然会長は会長の職権を行使することができない状態に置かれておるに

かわらず、強引に採決をいたしました。しかしながら、その採決の声を十分会場にも通せず、連記が全然できていない。これは私は確認してあるのであります。そのような無理押しに調査会を強行せしめたことは、とりもなわさず鳩山内閣の持つ性格が、すなわち憲法改正を促進せんとする小選挙区制を強行しようという腹が、ありありとあの調査会に私は見えたのであります。私もあの選挙制度調査会の決議はあくまでも無効である、こういう建前に基きまして、われわれ九名の委員は、有馬会長に対して、選挙制度調査会の総会を再開すべく申し入れを、書面をもつていたしたのであります。しかるに現在のところ何らこれに対する総会の再開をしないという通知は受けておりません。私は総理がかの選挙制度調査会に対して諮問いたしました責任者として、あのような状態下に置かれた答申案といふものは、かの選挙の区画割等については非常に矛盾擁護が多い。各府県別の内容を見ましても、人口が多い県が少い県よりも議員定員の割当が少いとか、あるいは府県内においても人口が一つの選挙区では二十五万以上の区があり、一つの選挙区では人口が十一万というやうな選挙区がある。あるいはまた一つの市の自治体を区分いたしまして、市会議員の選挙区よりも小さいやうな矛盾擁護の選挙区を作つてある、こういうことは対しまして、学者グループから非常に大きな攻撃があり、特に死票が多いということで修正案も出ておつたのでございしますが、こゝを一切無視して強引に採決をした。われわれはあくまでもこれを無効であると考え

ておりますが、そのような調査会について総理は十分調査をし、總會を重ねて再会する申し入れを私はすべきであると思ひますが、総理の御所見をお伺いしたいと思つております。

○鳩山国務大臣 選挙制度調査会の運営は自主的にやられるべきものであります。今朝その会長である有馬君が見えまして、別に違法であるというやうなことに對して説明はありませんでしたので、自主的にやられて正當なものと思ひます。私は無効なものとは考へません。

○森(三)委員 これは私は非常に無責任なお答へだと思つております。私ももうすでに一昨日根本官房長官に對しては、当時の調査会の状況が非常に議事手続を無視し、会長はまことに議事運営についてはふなれであるとともに、横暴な調査会の運営をもつて採決したものである、これについては十分調査をし、総理に對しては、その旨を申し入れてもらいたい、総理の権限によつて有馬会長に對して總會の再開を申し入れてもらいたいといふことを、強硬に主張しておいたのであります。その根本官房長官があなたに当然總會の再開の要求をされたと思つたのであります。有馬会長の報告だけをあなたに御信頼になつていふお考えに對しては、私は心から反對せざるを得ない。一方の話を聞いて一方の話をなせ聞かなかつたか、根本官房長官からする私のお話があつたと思つたのであります。これに對して総理の御所見をお伺いしたいと思つております。

○鳩山国務大臣 有馬君はすいぶん古い友だちでありまして、非常に人格の

の重要法案に対してはあくまでも慎重の審議しなければならぬ職責を持っております。私は総理がそういう態度をとるならば、今後の法案に対してはわれわれは一切審議権を行使しないというふうな考えさえも持たなければならぬ。私は総理の良心を持った御答弁を重ねてお伺いしたいと思うのであります。

○鳩山国務大臣　準備ができさえすれば早く出した方がいいという考え方を持っております。

○山本委員長　森君に御注意申し上げますが、すでに時間も非常に超過しておりますから、しいて発言されると禁ずることにいたしますから、結論をお急ぎ願います。

○森(三)委員　私はあえて時間を延長してまで尋ねようとは思いませんが、私はこの重要な法案に対して、総理がいつ出るかわからない、その見通しさえもここでお答えにならないということは、われわれとしてはこの重要な法案に対して、今後の審議をするということではないと私はいわざるを得ないといふ。当然自分が招集した閣議において

これをいつ上程するかというその目安さえも、あなたが述べることができないということは、まことに誠意がないといわざるを得ない。当然これは明らかに新聞にも書いてあるんだ。国会の会期は五月の十七日というのもわかっております。従つて今後提案されるところの重要法案は、いつ出すかという目安をつけて政府はおられるに違いない。それが当然であります。いやしくも総理大臣が、かかる重要法案について、いつ提出するかわからぬというならば、すべからくこういう法案はお出

しにならぬ方がよいと思うのであります。もつと責任と良識を持って御答弁を願いたい。

○鳩山國務大臣 準備ができ次第提出する以外に答弁のしようがございませぬ。

○森(三)委員 それでは準備ができ次第と言われますが、その準備ができ次第というのは、われわれからいふならばもう切迫しておる。先般来十日に出す、あるいは十五日に出すということをお願いしておりますが、それならば大体の目安——何月何日ということ、明確にあなたがたがおっしゃれなくとも、大体のあなたの見当を表明されることは当然なければならぬと私は思います。

○鳩山國務大臣 私はただいままでの答弁以外に答弁できません。

○森(三)委員 はなはだ遺憾であります。私はこういふことでは今後こうした法案の審議というものは——総理大臣がそういう無責任な御答弁をなさるようなら、今後の法案の審議、特に選挙法の改正案に対して、私はあらためて総理の御出席を願ひ、あるいはまたその選挙制度審議会の会長である有馬会長その他の委員諸君の御出席を願ひまして、根本的な質問を続行したい、こういう要望をいたしまして、一応私の質問を打ち切ります。

○山本委員長 次に厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 小林厚生大臣に、私は今回御提出の厚生省設置法等の一部を改

正する法律案の重要点について質疑をいたします。

この法案改正の主目的の第一点は、未婚調査部の本省直接移管ということにあるのでありますが、第一に未婚調査部そのものを、これから時間にかけて一つお尋ねして、実態を明らかにし、今後の未婚調査部のなす任務について、大臣の適切な御説明を願いたいと思ひます。

未婚調査部は、これまでどういう仕事をしていたか、今後いかなる仕事を予定しているかということについて、資料の提出をお願いしたところ、一応われわれのある程度納得のいく資料を御提出下さいまして、これをつまひらかに検討いたしました。御質問をいたします。未婚調査部は、終戦から今日に至るまで、いまだ婦らざる人の調査に非常な努力をされたことは、衆目の認めるところである。ところがこの未婚調査部が今日まで果たした任務と、それからあなたの方で計画しておられるところの未婚調査部に

おける職員の定数という問題を私指摘しなければならぬ。現に未婚調査部の職員は、三十年現在で五百二名、三十一年は未婚調査部の職員が三百一名となつてゐる、こういうように漸減されてきてゐるのでありますが、この人員を漸減する目的をいま一応明らかにしていただきたいと思います。

○小林國務大臣 未婚調査部の職員の漸減ということでありますが、結局現在六万数千人の人がまだ帳簿の上におきましては未婚というところになつてゐるのであります。引揚援護局全体といった仕事は、引揚援護局全体として参りましたので、全体といたし

まして減らしつつあるのであります。が、未婚調査部といたしまして、このくらの程度ならばその職務を遂行するには差しつかえがないということから割り出したわけでありまして、

○受田委員 このくらの程度ならという程度は、どういう基準に基かれたか、御説明をお願いします。

○小林國務大臣 詳細な問題につきましては、未婚調査部長から答弁をさす方が便宜と思ひますから、そちらから答弁いたさせます。

○吉田説明員 未婚調査部の三十一年度の定数は、ただいま三百一名という概数を受けております。三十一年度の五百二名から比較をいたしますと、相当の減少でありまして、この点は直接調査の業務を担当いたしております私としても、調査上に及ぼす懸念があるのごさいます。ただ本年度内局に入ることになりますと、付属機関として独立しておりましたときに比べて、管理業務の人員といふものがほとんど要らなくなります。換言いたしますと、三百一名はほとんど全部を調査業務に専従せしめることができ

る利点が一つございまして、なおまた現在には千葉がだいぶございまして、一部業務の關係上東京に課を出してございしますが、これが東京に全部集結いたしますことになりまして、部の中の業務の運営もしくは在京の各関係機関との連絡も便利になりまして、この点は確かに従来に比べてよくなつております。彼此勘案いたしましたところ、三十一年度におきましては私としましては、この人員の減少が人数面だけの減少程度で、業務上の支障を何とか少くしたい、部

民としてはこのように努力したい所存でございます。

○受田委員 引揚問題に關連があると思ひますので、外務大臣あるいは外務政務次官の御出席をちょっと願つて、未婚調査部に関する御説明をいただかなければならぬので御要求いたしておきます。

今調査部長から御答弁がありまして、この漸減の内容に一応の御説明があつたわけでありまして、しかし未婚調査部という問題は、戦後十年間政府も非常に苦勞し、御努力なさつたにかかわらず、まだ六万数千名という生死のはつきりしない、あるいは生存しているが帰ることのできない人々というものが残つてゐる。この人々の調査は、今後は今までの調査とは變つた意味で非常に苦勞があると思ふ。この苦勞があらうであろう仕事を人間をだんだん減らして解決するということとは、これは實際上職務に當る人々の労働過重と調査の粗雑という欠陥が生ずると思ふのであるが、御所見はいかがでありますか。

○小林國務大臣 私は人員はたとい減りましたも、今までの経験と努力をもつていたしますならば、十分にその目的を達し得るものと確信いたしております。

○受田委員 議員の定数がすでに国会法に定むるところに反してゐると思ふのであるが、委員長、いかがでありますか。

○山本委員長 直ちに定足数に満ちるようにはいたしませんから、どうぞ質問を御続行願ひます。

○受田委員 私は初めのときだけ出席して途中からニコヨンのごとく消え去

る諸君があまりにも多いこと、政府与黨のだらしないところはあります。しかもこういう厚生省設置法等の一部改正法案などというものは、人道的な問題を処理するきわめて重要な法案である。その法案をこういうふうな冷淡に見て、憲法調査法案の審議には一応首を出すが、厚生省設置法などという厚生省はなめられて、さつと引き揚げられるということには非常に遺憾に思ひます。委員長においてすぐ処置をされんことを希望します。

私はこの未婚調査部の仕事は今後非常に困難になるということを今申し上げたのであります。大臣は能率を上げるといふことでこれをこまかそうとしておられるのであります。少くとも未婚調査部の仕事は、未婚遺者留守家族援護法によつて第十三条が今回改正された、留守家族手当支給停止を今後さらに三年延期するといふ改訂がされたことも大臣御承知の通りであります。そうすると今後三年間必死になつて、未婚遺者留守家族援護法の第二十九条に規定されている未婚遺者の調査究明というところへ、法律の精神によつて政府は努力しなければならぬ、その政府がこれから三年間に、その留守家族をしていまだ婦らざる人の生死をきわめて明確にされて、その家庭生活を使命のある未婚遺者調査部に対して、残された職員によつて能率を上げてやつていくといふことで、果して間に合うか、もう一度御答弁を願ひます。

○小林國務大臣 私はこの未婚調査部の仕事というものは、終戦直後にお

きまして非常な苦勞があつたと思うのであります。これはもう最初は裏をつかむような話の中から調査を進めていったのであります。しかし今日におきましては、この点はこういうふうになつておる。あの点はこういう程度固まつておるというところが大体わかつておると思うのであります。従いましてあとの一番必要な面につきましては、もう定員は三百名そこそこになりまして、今日までの長い経験と努力をもつていたしましたならば、これだけの人数をもつて十分に目的を達することができると考えております。

○愛田委員 三十二年度においては何名に減らすことになっておりましたか。

○小林國務大臣 三十二年度におきましては二百七十八人にいたすつもりでございます。

○愛田委員 私はこうして漸次職員を減らして、その仕事の能率を上げさせるように御企図しておられる大臣の氣持はわからぬことはありませぬけれども、しかしこれからの調査というものは大よそもう見当がついたとあなたはおっしゃつたけれども、例のニューギニアのサマタ島で生死不明と称しておる政府と、確かに生存しているのだと婦選証人が発言になつておる例の神戸の長田タマエさんの問題などのごときも、これはその調査のために、政府は先般も二十数名の参考人を呼ばれて非常に努力をしておられる。こういうことを考えると一人の調査究明には国費が相当かかつて、職員が相当た

くさんおつてもそれを尽してあげるのが、これが敗戦の痛苦にあえぎ生きて

おる留守家族への親切ではないかと考えておる。だから綿密に調査をして外交的にも渉外關係で努力をせられまして、留守家族を納得せしめるところまで骨を折つてあげるところにあなたの御責任があると思う。この点について、あなたは人員を減らすことでこういう問題の解決が能率的にできるといふような御説明では、私は筋が通らぬと思うのであります。御所見を伺いたい。

○小林國務大臣 ただいまの御意見の、たとい一人の問題でありまして、その問題につきましては十分に人手を使つて究明すべきであるという御意見には、全く御同感でございます。私も本といたしまして先般引揚援護局長を松本全權につけてやりまして問題も、やはり十分に現地に置きまして専門家をして究明させようというふうなつもりでやつたのであります。先ほ

つから申し上げておきますように、この問題は大体むずかしい問題で、終戦後今日まで相当経験を積んでおりますから、今日の三百名の人員をもつていたしまして、仕事の配置よろしきを得れば、私は片づけて片づけて得るものと考えております。

○愛田委員 大臣はこの残された人々の調査究明——六万五千の人々を解決するには今後どのくらいかかるという見当をつけておられますか。

○小林國務大臣 先般遺族援護法の一部改正をしていただきました場合におきまして、とりあえず私は三年ぐらいの日子は要するものだ——あるいはそれ以上かかるかもしれないが、相当の人数を要するものだと考えております。(定数がない)と呼ぶ者あり

○愛田委員 今どれだけの日数と言われたのですか、ちよつと騒々しくて聞かれなかつた。

○小林國務大臣 相当の日数がかかると考えております。(定数が足らぬ)「散会々々」と呼ぶ者あり

○愛田委員 相当の日数と今言われたのであります。これははなはだあいまいな計算であつて、あなたの方としてある程度こういうものの調査に當つては、科学的にもあるいは實際的にもいつごろまでかかるか、これまでの調査でこれだけの日数がかつた、これからまだ困難になるであろう調査に、どのくらい日数がかかるであろうという大よその検討がつかぬようでは、厚生大臣の職務は勤まらぬと思うのであります。御見解を承わりたいのであります。

○小林國務大臣 この問題はなかなか今後何年かかるというところを、ここで私が責任をもつて御答弁申し上げることは困難でございます。できるだけ早くすべての問題を究明いたしまして、早くその所在を明らかにするということに努力いたしたいと思つております。

○愛田委員 あなたは昭和三十三年以後は、今の二百七十一名をずっと存置せしめるという御意向でありますか。

○小林國務大臣 その際におきまして、今後どのくらいな人数であつたらば適正に運営できるかという問題も判断してやつていきたいと思つております。

○愛田委員 この定員法の改正のとき、昭和二十九年に、昭和三十三年までの定員の通減数字というものをちゃんと政府は一本にお出しになつたので

です。いつ幾らに減らすという目標を立てておられる。この目標は調査究明がどういふふうに進展するか、それに要する職員がどれだけの要るかという年次計画を立てて、昭和三十三年までの通減法則をお立てになつておられる。こういう点について大臣はいかがお考えでありますか。

○小林國務大臣 この問題は實際にこの職務に携わつております未帰還調査部長に答弁させた方がよいと思ひます。

○吉田説明員 二十九年に定員法ができました当時の未帰還調査關係の内外の情勢と、今日とは多少變つております。私個人の考えを申し上げますと昭和三十三年以後におきましては、新しい未帰還問題の情勢に即応した考慮が払われるべきものだと思います。業務を担当いたしております私としては、これらの資料を準備して上司に意見を申し述べる所存でございます。

「人員不足」と呼ぶ者あり

○愛田委員 人員が不足しておるといふ結論に達しましたので、十五名おらぬということに今なるはずであります。十五名おられません。それでは今定員不足を指摘せられておりますので、定員がそろいましたらすぐ始めますから、一応定員がそろうまで休職を宣告願ひたいと思ひます。

○山本委員 ちよつと連記をとめて。

〔連記中止〕

○山本委員 連記を始めて。愛田君。

○愛田委員 質問を続けます。先ほど外務省の方に御出席を願つておきましたけれども、この方はどういふふうになつておりますか。

○山本委員 目下連絡中でありまして、ほかの方の御質問を願ひます。

○愛田委員 未帰還調査部のお仕事はこれから非常に困難になつてくるので、人員を減らさないで、むしろ念を入れて、残された方々に対してあたたかい愛情を注ぐべきであるという点を先ほど指摘したのであります。従つて、定員法の改正で、昭和二十九年から三十三年までの未帰還調査部の職員を漸減して参つておることについても考へべきではないかとお尋ねしたわけですが、この点今未帰還調査部長の御答弁があつたのであります。私はこの人員を三百名から来る年は二百七十一名というふうにはつきりした数字で減らしていく、この数字の減少の比率はどうかから生れてきたのか、これがどうも納得できないのであります。ここを御説明願ひたかたのであります。先ほどの御説明ではそこが明瞭でありませぬ。もう一度御説明いたします。

○小林國務大臣 この問題につきましては、厚生省の減員の方針に基いて未帰還調査部長からの申し入れによつてやつたのでありますから、一応未帰還調査部長から答弁を願ひます。

○吉田説明員 二十九年に定員法が改正されました際に、三十二年度までございまして。その当時の情勢から申しますと、今日のごとき対ソ、対中共との未帰還問題も発生しない以前でありまして、当時の立案の基礎は、二十九年

度における予算人員等を持ち得たならば、三十三年ごろには大体が片づくであらうという前提でございまして。しかるにその後いろいろ情勢が變化しま

して、なおまた現に残っておりますものは、先ほどから御指摘の通り非常にわずかしいものばかりであります。従つて、三十二年以降においては、今後の内外の情勢等を見まして、もう一ぺん私も再検討したいと考えております。

○愛田委員 そうすると、三十一年度の三百一名も、情勢が変化してあるのではありませんか、これを考え直すべきではないでしょうか。

○吉田説明員 本年度の三百一名につきましては、私先ほどお答えをいたしました通り、何とか三十一年度はできるという程度でございました。それ以上は申し上げられないのであります。

○愛田委員 何とか三十一年度はできるということは、どうもあいまいなもので、はっきりとした態度を示していただかないと、われわれは国会の法案審査に當つて、何とかといううなことであまいにこれを審査するわけにはいかないものであります。はっきりした結論を出してお語りいただくことが、私は国会に対する政府の責任だと思ひます。

○吉田説明員 この定員の問題の主務は、稟を申しますと私の方でないのではありませんが、三百一名とききましたのは、本年度の引揚援護関係の他の業務をあわせた総定員がきまりまして、そのうち私の方に三百一名割り振られたわけでございます。これは恩給、援護、直接御養の引き揚げを担当しております引揚援護局、あるいは本省内の各課、これらを含めました定数の通減がありまして三百一名ということになったのであります。未帰還調査の実

務だけから申しますと、私どもの方は多々ますます弁ずるということでございます。その範囲において私のところが三百一名になりましたことは、私自身がきめましたのでございまして、他の業務と勘案してきめられたのでございまして、その実情についてはお答えができません。

○愛田委員 これは厚生大臣に答弁していただかなければならぬ問題になつたわけですが、二十九年から年次計画的に職員を減減する計画が立てられた。ところが途中外交上の問題等状況が変化して、従つて、当然三十二年などは考えなければならぬといううな話です。未帰還調査部長からあつたわけです。三十一年度の未帰還調査部の人員は三百一名でありまして、引揚関係の総人員は八百十一名という数字が出ています。未帰還調査部の三百一名については、厚生大臣が引揚業務に關する職員を一括して率いておられる立場上十分説明を願ひなければならぬ。

二十九年からの年次計画を途中から改めなければならぬやうな事情があるならばある、そうして八百十一名という数字はどういうところから出したのか、これは今後どうしなればならぬ、都合によればこれを減らすとかふやすとかいふ必要もあるという点について、大臣の御答弁を願ひます。

○小林國務大臣 援護局全体の数字につきましては、援護局の局長とも十分打ち合せをいたしまして決定いたしましたのであります。しかし、ただいま未帰還調査部長も言つておられますように、今後の問題につきましてはなお検討いたす考えております。

○愛田委員 今後の問題ではない。三十一年度はもうすぐ来るわけなんです。この八百十一名と三百一名の問題を未帰還調査部長は多々ますます弁ずると言われたのですけれども、さしあたり検討でなくして、これに對するはつきりした見解を御説明願ひたい。

○小林國務大臣 私は、三十一年度の問題につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、従来の経験、努力によりまして、十分やうつていけるべき問題であると考えております。

○愛田委員 今後の問題ではない。三十一年度はもうすぐ来るわけなんです。この八百十一名と三百一名の問題を未帰還調査部長は多々ますます弁ずると言われたのですけれども、さしあたり検討でなくして、これに對するはつきりした見解を御説明願ひたい。

○小林國務大臣 私は、三十一年度の問題につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、従来の経験、努力によりまして、十分やうつていけるべき問題であると考えております。

○愛田委員 そうすると、厚生省は三十二年度においては引き揚げ業務に關する職員をどう考えておられるのでありますか。全体の立場から御説明いたしますか。

○小林國務大臣 ただいま直接に未帰還の事業に關する申し上げました吉田部長からも意見を申し上げましたが、いろいろ今後ソ連、中共そのほか相手の政府がこの問題につきまして好意的に御協力をしてくださうといううなになりますならば、私は未帰還調査部といたしまして業務も比較的円滑にいくと思つております。いずれにいたしましても、三十二年等の問題につきましては、そのときのいろいろな内外の情勢とにらみ合せていたしまして、決定したいと思つております。

○愛田委員 今未帰還調査部長は、引き揚げ業務に關する総ワツクの中から、未帰還調査部の職員を割り当てられたのであつて、これは私の方ではいかんともしがたいという御説明があつたわけでありまして、そうすると厚生大臣としては、引き揚げ業務全般に關する職員の数と、未帰還調査部の職員の数というものは十分あなたの方

で考えになつてされたと思うのです。この点どういう意味でこういう数字が割り当てられたかを御説明願ひたいと思ひます。

○小林國務大臣 これはやはり、割当をいたしましたも、厚生省の内部におきまして、引き揚げ援護局全般にわたりますして、局長が各部長——今まで二人おりました、各部長とも相談いたしまして、全般的に数字を配置して行われるということが正しいと思ひます。

○愛田委員 各部長とも相談をされておる、それは当然の事なものです。これは大臣が御説明されるまでもないわけですが、未帰還調査部の職員の数、引き揚げ業務全体から三百一名という数字が出た、また来年は二百七十一名という数字が出ております。これは未帰還調査部を重く見ようとしておるのか、軽く見ようとしておるのかといううな観点から、どういう意味でこれだけの数字が出たかを御説明いただかなければならぬ。ことに、關連して舞鶴の引揚援護局を今後どういうふうにしうと計画しておられるのか、これと連關して御答弁をいただきたいと思ひます。

○小林國務大臣 今お聞きの問題につきましても、なお舞鶴等の問題につきましても、私は担当の局長が一番よく事情を知つておると思ひますので、担当の局長と相談をいたします。また担当の局長は、その部下の部長その他と相談をいたしまして、比較的正確な数字によつて運行していくということ

が正しいと思ひます。今日までの人員の数字の決定につきましても、さううにいたした次第でございまして、

○愛田委員 私は厚生省が二十九年、三十年、三十一年、三十二年と四九年の漸減計画を立てられた途中で、外交交渉その他で突然の事情変更もあつたのだからという御説明が、今調査部長からあつたのであります。そうなるから、初めの計画よりも變つた事情ができた限りにおいては、定員においても当然これに變更を加えなければならぬと思ひますが、定員の方は依然として四年計画をそのまま実行していく、外交交渉その他の引き揚げ業務については、事情が変化していると、はつきり御説明があるのに、定員はなぜこれをそのまま執行されようとしておられるのか、そこを今伺ひしておるのであります。

○小林國務大臣 先ほどからお答え申し上げましたように、三十一年度におきましては、未帰還者の問題につきましましては、三百一名で今までの経験と努力によりましては、内外の事情に即応いたしまして、適当に善処してきたい、こういうことを申し上げていくわけでありまして、

○愛田委員 そうすると、大臣は三百一名では實際不足しておるのだが、まあ仕方がない、予定の計画を実行していかざるを得ないという立場ですか。一応はこの人員では不足しておるのだといううな御氣持があるのですか。

○小林國務大臣 私は先ほど申し上げましたように、この数字を決定いたしました。一番この問題にタッチしております局長を通じて、そして引揚援護庁の内部の数字の問題については調整をしたのだと確信をいたしております。今部長はお開きの通りの意見も

で考えになつてされたと思うのです。この点どういう意味でこういう数字が割り当てられたかを御説明願ひたいと思ひます。

○小林國務大臣 これはやはり、割当をいたしましたも、厚生省の内部におきまして、引き揚げ援護局全般にわたりますして、局長が各部長——今まで二人おりました、各部長とも相談いたしまして、全般的に数字を配置して行われるということが正しいと思ひます。

○愛田委員 各部長とも相談をされておる、それは当然の事なものです。これは大臣が御説明されるまでもないわけですが、未帰還調査部の職員の数、引き揚げ業務全体から三百一名という数字が出た、また来年は二百七十一名という数字が出ております。これは未帰還調査部を重く見ようとしておるのか、軽く見ようとしておるのかといううな観点から、どういう意味でこれだけの数字が出たかを御説明いただかなければならぬ。ことに、關連して舞鶴の引揚援護局を今後どういうふうにしうと計画しておられるのか、これと連關して御答弁をいただきたいと思ひます。

○小林國務大臣 今お聞きの問題につきましても、なお舞鶴等の問題につきましても、私は担当の局長が一番よく事情を知つておると思ひますので、担当の局長と相談をいたします。また担当の局長は、その部下の部長その他と相談をいたしまして、比較的正確な数字によつて運行していくということ

が正しいと思ひます。今日までの人員の数字の決定につきましても、さううにいたした次第でございまして、

言っておりますから、今後こういう問題につきましては、十分に調整が行われてしかる後に決定すべき問題だと思っております。三十二年の問題等につきましては、内外の情勢に即応いたしまして十分やって参りたいと思っております。

○愛田委員 私は大臣の御説明ははっきり言っていた方がいいのです。つまり三十一年度はもう来年度ですから、来年度の定員はこれじゃ足りないのだから、足りないものを無理してやるのだという立場か、あるいはこれで差しかえないのだという立場か、もしほんとうは足りないというなら今からでも定員を改正してもう一べん増員してもいいのですから、この点をはっきりお答え願いたい。それを言っていたら、こんなに質疑応答しなくても済むのであります。

○小林国務大臣 三十一年度におきましてはこの三百一名でやっていける確信がございます。

○愛田委員 確信があるというのとはさっきからの御答弁でわかっておる。しかし実際は足りないという気があるか、あるいは実際はどうだ、そこです。あなた御自身としては事情の變化で人員が多かるべきだという考えがあるのですか、状況の變化でもっと多い方がいいのだというふうなお気持があるのですか、ここをはっきりしていただきたい。

○小林国務大臣 私はこれで十分やっていけると考えております。

○愛田委員 それなら初めからはっきりこれで十分だとおっしゃればいいのを、何だか多々ますます弁士という言葉をあなたが引き継がれてそんなことを

をおっしゃられるからこういうことになつてきた。厚生大臣は信念を持ってお答えいだかぬと、時間がいたすらにかかりますから……。それで次の問題としてわれわれは未帰還調査ということでは非常に関心を持ってゐる。厚生省以上にわれわれは誠意を持ってこの問題を取り扱おうとしてゐる。あなた方以上の熱意を持っておる。ところが厚生省は本省の付属機関であつた稲毛の部を今度本省の直接の部にされたというところは、ある点においてはこれはきわめて意義が深いことだと思つてゐるが、これに関連して問題を提供するのは、稲毛からこちらへ移管したために、稲毛の職員があらちでがらばら、残ろうと決意したのだが、一時間以上の時間がかかると、それで運動できないというふうな事情にある者がないか、もう一つは、だんだんと整理される職員の就職についてはどういう手を打つておられるか、この二つをお答えいただきたいと思つてゐる。

○小林国務大臣 この問題につきましては部長から答弁いたします。

○吉田説明員 稲毛から東京に移りますために、職員で運動できない状況にありまされる、ただいま私が存じておりますのは約十名くらいでございます。この者はまことに気の毒でございますので、どうするか私の方でも検討いたしておりますが、宿舎を求めるといふようなこともなかなか早急にはできませんので、個人的に東京の親類等から通えるような状況になりますれば非常に好都合と思つてゐますが、今私の方で対策を検討しておるところでございます。

就職については、私のところの課長以下就職あつせん委員を作りまして、各方面に手を回していただいまあつせん。検討を始めておるところでございます。そういう事情でございます。

○愛田委員 運動を始めていらつしやる程度では三十一年度の分はもう年度末ですからじき整理されるわけでは、う。それを今から運動を始めたのではこれは間に合ひぬじやありませんか。

○吉田説明員 運動を始めておると申しますのは、こういう実情でございます。目下のところ整理人員は大体見当つておりますが、だれがこの整理に該当するかということが、まだわからない状況でございます。ただいまの就職あつせん運動としましては、各方面に求人があるかを当てる、人員が判明し次第その要求に応ずる人を採用してもらふ交渉をするように、今運動を進めておるわけでありま。

○愛田委員 小林厚生大臣にお尋ねいたしますが、厚生省は年次計画的に人員整理を引揚業務に關与する人々に対していたしておるわけですか。その最初の三十一年度において千二百四名、三十一年度の八十一名と漸次減少して行く、この数字に現われてきた整理者に対して、いかなる措置をとつて参られたか、現在失業のままで街頭へはうり出されておる整理職員がどのくらいあるか、これは重大な社会問題であります。特に厚生省というお役所は、そういう点においては深いあたか心を送る大仕事な役所であつただけに、絶対にこういう路頭に迷う人のない措置がとられておると私信じておりますが、実態をお示し願ひたいのであります。

○小林国務大臣 今日までの経過につきましては一応総務課長から答弁いたします。

○小山政府委員 だいまお話しがございました通り定員法の改正をいたしまして、年次的に縮減されていきます人々の行く先の問題については、非常に考えなければならぬ問題がたくさんございまして、かねてからこのことについてはいろいろ御注意もいたしておりました。また当局としても非常に努力しております。この問題の解決のために省内に引揚援護局長を中心にしたしまして連絡の組織を設けて、常に各方面へのあつせんをしておりますが、大体あつせんを要領いたしましては、できるだけ国家公務員のままでほかにかわれるものがあるならば、従来の事例から見ますと、やはりそれを希望する人が多いのであります。それで、できるだけ解決をしていく。それから国家公務員のままで解決をしていくことができません者につきましては、都道府県の職員として引き取ってもらえる者は、引き取つてもらうようにあつせんに努めていこうというところでやっておりますが、今日までの大体的成り行きを申しますと、年令が四十才未満程度の人の場合には、割合にこの点が努力によつてスムーズにいつておるのでございますが、年令が四十を越して参りますと、この話がなかなか円滑に参りません。そういうふうな人々ではできるだけ厚生省の省内で欠員ができました場合に優先的に引き受けさせる、若くてほかの方面に転換しやすい条件の人は、努めてほかの方面に積極的にとつてもらうように努力するというようなことをいたしております。なお十分御存じのこと

ではございますが、この機会であるから進んで退きたいという人もかなりございまして。そういう人々に対しましては特別待命の制度を毎年適用いたしまして、そういうことが工合よくいくように努力をしております。

○愛田委員 一応万全の措置をとる態勢にはなつておるようでありますが、現実には千二百四名という三十年の引揚業務に關与する職員、そのうち整理される人々の中でどれくらいが職業についておるでございましょうか。

○小山政府委員 手元に数字を持ち合せておりませんので、後日取り調べて御報告を申し上げるようにいたします。

○愛田委員 私たちが聞くところによると、この整理される職員の人々はまだ四、五十名しか仕事についていないという、非常に不安定な状況に置かれておると伺つておるのです。こういう点についてはいたすに人員整理のみでなくて、その対策を十分考慮していかねければならぬし、また私さき申し上げるように、この引揚業務、特に未帰還調査の仕事は非常に困難になるのであるから、このわずかしおらぬ職員を整理しなくても、もっと高い立場で十分仕事をしてもらうことができないと思つて、こういう点については十分御考慮を願つておきたいと思つてゐます。

次に大臣が早く帰られるようでありましますから、大臣に御質問をする点を先にあげておきます。改正の第二点である保険局に次長を設けるという点であります。これは大臣の御説明にあつたごとく、この保険局がいろいろな社会保険の諸事業が山積をしておる重要な

局であるので、それに関心を持たれることは当然であると思ひます。けれども引揚援護局の次長を一名として、そして保険局に一つ加えるという、このやり方はどうも釈然とせぬところがあるわけですが、これは引揚援護局をやむなくつたのが、あるいは引揚援護局は職務の整理上仕事は簡単になったからこれは当然つたのか、その点御説明いただかなければならぬと思ひます。

○小林国務大臣 これは行政管理の問題に關連いたしまして、その方針にのっとりましてやむを得ずつたものであります。

○受田委員 行政管理の立場からやむを得ずというのは、実際はとらない方がよかつたということになるわけですか。

○小林国務大臣 今日の問題としてはなお残したかったのでありますが、保険局の次長の仕事というものが将来より多く要求されるものでありますから、そちらを減らしまして保険局の次長をふやした、こういうことに相なる次第であります。

○受田委員 引揚援護業務というものは今最終段階で非常に重大な段階にきておるわけですか。その方からやむなく一名を削つて、それを保険局にくつつけた、厚生省内部のワケ内操作だという印象がきわめて濃いのであります。

引揚援護局はすでに局長でさえも現地に引つて外交交渉をしておられる。このような局長が不在中においては次長がこれにかわらなければならぬし、その次長もすでに一人は今ビルマに行つて遺骨収集の重責にある。すると今引揚援護局は一人の次長が残つてこちらに

おられるにすぎないのだけれども、その次長が一人になるといふと、局長も最高責任者なしという現象も起るわけですか。そういうような非常に重大な引揚援護業務、これは国際的にも非常に重要なことです。こういう重要なときに引揚援護局の次長を一人もいいて、保険局にこれをくつつけたということとは、まことに遺憾千万だと思ふのであるが、この引揚援護業務はすでに国際的に重要な最終段階に達しているという意味からも、一つあなたはこの法案を少し考え直されて、行政管理の立場もあろうが、重要な引揚援護業務を重視する意味で、今からでもおそくないが、次長をこのまま置くように努力せられる意思があるかないか、御答弁いただきたい。

○小林国務大臣 これは省内に次長を従来よりよいふやすということとは、今日のいろいろの面から考えて不可能でございます。保険局といたしましては、提案理由の御説明にも申し上げましたように、より重大な意義がございますので、引揚援護局といたしましては、援護局長はか一名の次長があれば今後やっていける。保険局はより以上の仕事かふえてくる、こういうようなつもりでございます。今お聞きのようなことをただいまいたそうとは考えておりません。

○山本委員 受田君に御相談申し上げます。厚生大臣は四時から社会労働委員会の方にお約束があるそうでありますから、この辺でいかがですか。

○受田委員 すでに私の質問が今クライマックスに達せんとしておる折柄もうちよつとがまんしていただきたい。

社会労働委員会の方には、今厚生省の重要な基本的な問題について大臣が答弁に立っているの、やむなく出席が求められるという旨の通告を委員長にお取り計らいを願ひます。

○山本委員 何分ぐらいいですか。

○受田委員 質問に対する答弁によつて時間の長短があると思ふのです。

○山本委員 五分ぐらいいでどうですか。

○受田委員 五分というところか二問しか質問できないのですが、厚生省の問題は非常に大事ですからもうちよつとだけ……。

○受田委員 保険局を非常に重視せられておる。これは私も同感であります。厚生省内部において保険局のウエイトをうんと高められたということに對して一応御説明があつたのであります。次長制の置かれてゐるのは医務局と引揚援護局と今度新たにできる保険局であります。保険局の保険行政に對する大臣の今後の政策というものを示したかったのであります。

○小林国務大臣 これははなはだ恐縮であります。この間の提案の理由にもかかなり詳しく御説明申し上げておるつもりでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 かなり詳しく申されておりますが、これは一々指摘すれば限りがないのであります。次長を置くに當つて最も大きな問題は、先ほど私が指摘したような保険行政を拡充強化するという点にある。しかしその保険行政というものを大臣はどういう方向に

今後持っていかれようとするのか、たとえば国民年金制度というものも調査研究するやうな方向へ持っていこうとせられるのかどうか。将来に對する一つの構想というものが大臣としてなければならぬ。ここに今出席がないようでありましたが、前川崎厚生大臣は、將來日本の保険行政について国民年金制への発展、社会保障制度の拡充強化という点について非常に大きな構想を述べておられたが、小林現厚生大臣はこういう問題について、いかなる社会保障的な立場からの保険行政というものを考えるになつておられるか。前の川崎厚生大臣をはるかに凌駕するほどのりっぱな抱負を論をお持ちになつておられると思ふのであります。この点大臣の御所見を伺つておきたいのであります。

○小林国務大臣 私は衆議院の本会議でも申し上げておりますように、現在の医療保険というものが社会保障の中心でもございまして、またたいたいま社会保険の未加入者も三千万人程度おるのであります。今御指摘になりました医療の進歩等によりまして、老齢者の数もふえて参りますし、いづれにいたしましても、三十五年度を目途として、国民全体が社会保険に入るやうにしたい、こういうこと、今後をやりたいと思つております。健康保険の問題あるいは国保の問題、その他今日健康保険の赤字に對して非常に大きなウエイトになつております。結構対策の問題をどうするか、いろいろな問題を今後やっていかなければならぬと思つております。こういう観点に立ちまして保険局の仕事というものは相当将来発展していか

なくてはならぬという観点に立ちまして、保険局に次長を置いてやっていきたい。現在保険局というものが一方におきましては、中央において行政面においてタッチいたしておりました。また他方におきましては、保険局みずからが保険者として仕事をやっておるやうなわけでありまして、いろいろな意味におきまして、保険局の仕事というものは将来増大していくという観点に立ちまして、次長をぜひ置いていただきたい、これが今回の改正の趣旨であります。

○受田委員 厚生大臣は厚生年金保険という制度を非常に重視せられておると思ひますが、この厚生年金保険の制度の拡充強化、その他いろいろな社会保険を統一した意味の国民年金制度への発展というやうなことはお考えになつておられますか。

○小林国務大臣 社会保障の完壁という点におきまして、将来養老年金制度というやうなところまでも持つていくべきものだと思つております。

○受田委員 養老年金というやうなところを持つていく養老年金制度は、すでに厚生年金保険にも入つてゐるわけでございますが、厚生年金保険をそのまま拡充強化していくのか、あるいはこれらの社会保険をすべて一丸とし、あるいは恩給制度というやうなものも含めて国民年金制度への研究を続けていくというやうな意思があるのかないのか。これは厚生大臣として大事な問題です。

○小林国務大臣 そういうやうな問題もあわせまして、社会保障の完成のために私もいたしましては、昭和三十一年というものを目標といたしまし

て、すべての方面において研究調査し
て参りたいと思っております。

○受田委員 あなたの目標は三十五年
にとどまっています。三十五年
を目標としてすべての調査と言われる
が、あなたが今御指摘になったよう
に、いまだ約三千万人ほどの未加入者
を数えておられるのは、国民健康保
険と健康保険そのほかの共済組合等の
適用を受ける人々を含めた数字のほか
に全国民で三千万人が入っていないと
いうことになるので、これは単に既設
の制度を三十五年までに充実したいと
いう大臣の御意思である。それよりも
もっと高い立場において国民皆保険と
いう制度ができてきたならば、これを
さらに飛躍して国民年金制度へ発展強
化させるかどうかという御研究を、
大臣になられた以上は持つておら
なければならぬ。三十五年に到達する
一応の各種保険の目標を御説明になる
のじやなくて、将来日本の保険という
ものはどうあるべきか、国民年金制
度、恩給法等はどう一本に取り扱うべ
きかという点については、少く
とも時局を担当する厚生大臣として
の、よかれあしかれ一つの抱負経綸が
なければ私は厚生大臣は勤まらぬと思
う。そういう御意思があつて初めて保
険局に次長を置き、同時に保険局の中
に一つの課も設けて国民年金を研究さ
せるというふうにもなつてくるし、ま
た大臣の抱負経綸によつて機構が適当
に拡充強化されると思うのです。そう
いう今私の指摘しましたような政策に
ついて、厚生大臣としての抱負経綸が
あるかないか、また全然そういうもの
がなくて、三十五年までで、自分はそ
れから先は考へておらぬという考へか

どうか、お示しを願ひたい。

○小林国務大臣 私が今申し上げまし
たのは、今御指摘になりましたよう
に、三十五年を目途といたしまして国
民皆保険に持つていきたい。なお今御
指摘になりました年金の問題等につき
ましては、国の財政等ともならみ合せ
まして、いづれ日本の国が、財政的に
も国の力というものが伸びて参りまし
た場合には、おのずからそういう方面
にも意を用いていくべきものだと考へ
ております。

○山本委員長 受田君に御相談申し上
げますが、厚生大臣は社会労働委員会
の方へ御出席を非常に強く要求されて
いるようですから、先ほどお約束のよ
うに、またあれから十分たちましたか
ら、お願いいたします。

○受田委員 大臣に質問を保留してよ
ろしうございませう。それじや質問
を次会及び理事会と相次いで御足労い
ただかなければならぬおそれがありま
すけれども、一つ十分このわれわれの
熱心な審議に御協力いただきまして、
この法案が慎重審議の上通過するよう
に、御協力あらんことをお願いして、
大臣に対する本日の質疑はこれをもつ
て終了し、次会に対する質疑を保留し
ます。

○山本委員長 外務省の中川政府委員
がお見えになりましたから、御発言を
願ひます。

○受田委員 中川局長さんにきよう御
苦勞いただきましたのは、ただいま厚
生省設置法等の一部を改正する法律案
が上程せられまして、政府よりこへ
審査を願つておられるわけでありま
す。この審査を進めていく過程におい
て、どうしても外務省の御見解なりあ

るいは状況報告なりをお聞きしない
と、この法案審査に支障が起る段階に
達したわけなんです。それで特にこの
関係事項といひますのは、未帰還調査
部を従来厚生省の引揚援護局の付属機
関として福毛の方にあったのを、今度
それを持ち運んで本省の中に入れたと
いうことが、改正の第一の要点になつ
ておるわけでありまして。それを本省の
中へこれを入れたということについて
は、未帰還調査事務というものがどう
いうふうに進んでおるか資料を御提出
いただきましたところ、これはやはり
外交上の問題が相表裏するので、一が
いに厚生省だけでは処理できないとい
う御答弁があつたわけなんです。それは未
帰還調査部の業務を続けていくために
は、未帰還者留守家族等援護法の第二
十九条に、まだ帰らざる人々の調査究
明が政府の責任においてなされなけれ
ばならぬという一項があるわけです。

それはやはり外務省との関係でそれが
なされるので、自然外務省のお知恵を
借りなければならぬという厚生省の
調査究明におきまして、未帰還調査部
の職員をふやしたらいいか減らしたら
いいかという定員にも関係してくるの
で、外務省の御見解をいただきたいの
であります。先ほど厚生省の大臣及
び部長の御答弁では、この未帰還調
査業務は、最近において急速に転換し
た。外交上の都合で非常に変わつてき
た。どう変わったかということ、私外
務省によつて明らかにしていただきたい
と思つておりますが、調査究明は
現在の外交交渉の上において非常に困
難があるか、あるいはもうわかること
はわかつて、あとは簡単に処理できる

ような段階であるか。すでに松本全權
とマリック全權とが交渉しておられるよ
うであります。また引揚援護局長の
田辺さんも御足労いただいております
であります。外務省は、この調査究
明に対してどんな見通しで協力してお
られるかを御説明いただきたいのであ
ります。

○中川(融)政府委員 未帰還者調査究
明の問題でございますが、従来は引き
揚げがあることに、その引き揚げてこ
られた方々から、受田委員御承知の通
り、詳細な状況を聞きまして、それに
基きまして、厚生省の未帰還調査部で
詳細な資料を作りまして、それによつ
て各人ごとにその人がどう行動を行つ
ていたか、いついかなる情報があるか
についてあつたかということを集めま
して、それについての調査を続けてき
ておるのでございます。これは大体
完了に近づいたと申しますが、引き揚
げが進むに従ひまして、これが進んで
きておるのは御承知の通りでございま
す。ところが引揚者の数が、だんだん
最近に至りますと減つて参りまして、
従つて厚生省の未帰還調査の仕事もお
い比較的案になつてきたのではない
かと考へております。今後残ります問
題は、どうしても今までのような引揚
者の人たちの情報は情報がかつたか
人たちの数が、中共とソ連と合せま
して数方に達するわけでありまして、こ
の人たちの状況を調査する、この仕事
が残るわけでございます。これは結局
日本側ではどうあつても資料がそろ
いませんので、結局相手国の政府に交
渉いたしまして、相手国の政府からこ
れらの調査をしてもらひ、その結果を
知らしてもらうことになるわけであ

りまして、この方の交渉は、御承知の
通り、ロシアにつきましては、松本、
マリック会談で劈頭からこれを要求し
ております。日本から日本がその資
料をほしいと思ふ人たちの詳細な名簿
を出しまして、調査を要求いたしてお
ります。先方も調査自体については、
主義上反対していません。しかしな
がらこれはなかなかむずかしい仕事で
あるということをお申しておるのであ
ります。今までのところはまだ結果が
出てきておりません。これは政府とい
たしまして、今後極力努力を続けるわ
けでございますが、果して的確な資料が
早急に入手できるかどうかということ
につきましては、現実の問題といたし
ましては、相当困難を予測しなければ
ならないのではないかと考へており
ます。

なお中共につきましても、ジュネー
ヴにおきまして、御承知のように、わ
が総領事と先方の総領事との間に引き
揚げ問題についてだけは直接の話し合
いが行われておるのでありますが、こ
の会談におきまして、現地にいる人
たちの帰還というもののほかに、さら
に日本側に事情のわかつていない約四
万人に上る人たちの状況の調査というこ
とを、向うに要求しているのでありま
す。これにつきましても、先方は主義
上は異存はないと申してはおりますけ
れども、そういう終戦直後からの状況
は、あの混乱の状況のもとにおいてお
られた数万人の人たちの状況を今調べ
るということも、調べる方法が自分の方
にもないわけじやないかといううなこ
とも言つておられるのであります。これ
は強く今後交渉を継続いたしますけれ
ども、果して短期間にこれまたわれわ

れの欲するような状況が入手し得るか
どうかという点については、相当の疑
念を持たざるを得ないというのが、遺
憾ながら実情でございます。

最近の調査究明の外務省担当分の状
況、並びに今後の見通しにつきまして
、簡単に御説明申し上げます。

○愛田委員 中川さんのまとまった御
報告を聞いたわけでありましたが、日ソ
交渉においてわれわれの非常に関心を
持っているのは、残留同胞の帰還問題
であろうと思うのですが、これは調査
究明に直接響く重大問題であります
が、政府の日ソ交渉上における扱い方
においては、残留同胞の帰還促進を第
一に取り上げて、それから領土その他
の問題を審議するという段階は依然と
してそのままの形であるかどうか、及
びそれについて残留同胞の調査究明に
何らかの役立つような新しい材料がつか
めていないか。現地の松本全権からの
状況報告等何らかつかみ得るものは
ないかを御説明願いたいのであり
ます。

○中川(融)政府委員 日ソ交渉におき
まして、引揚者の問題というのは、そ
のほかのあらゆる問題に優先いたしま
して、まづ先にこの問題だけ切り離し
て交渉するという態度を当初から政府
は堅持しているものであります。その態
度方針については、今もって変りはない
のであります。従って残存者の帰還及
び行方不明者の調査ということが、第
一の優先順位を持っているわけであり
ます。これについて何らか有望な手が
かり資料でもないかというお話でござ
います。これにつきましては、先方
は主義上異存はない、調査はいたしま
しょうという言葉を言っておるのであ

ります。その意味におきましては、友
好が一つの材料であるということが言
えるのでございますが、それでは具体
的に何かそういう調査の数について少
しでも資料をこちらによこしたかとい
うことになりまして、遺憾ながら今ま
でのところ、具体的な資料等について
の提示は受けていないのであります。
しかしわが方から詳細な名簿を提示し
ておりますから、これが非常に有力な
手がかりとなりまして、ソ連内の各地
において、先方にもその意思があれば相
当な調査ができるのではないかと期待
いたしておるわけでありまして。

○愛田委員 未帰還者留守家族等援護
法にはつきり、今後三年以内に消息
の不明なものに対しては留守家族手当
を支給しないという規定があり、しか
もこの間の法律改正でこれが三年延長
されたわけですが、昭和三十四年七月
三十一日でこれがもう打ち切られるわ
けです。結局三年間延長したいという
ことは、外交上の努力というところに
重点を置かれて、二十九条の調査究明
を裏づけしてもらいたいという意思で
あることを、外務省の最高責任者とし
てお含みいただいております。その中
で、従って今後三年間で、その留守家
族たちはもう未帰還者の留守家族でな
いとはつきり断定される運命になって
おるのか。ことしの七月三十一日まで
のものを三年延長したわけですけれど
も、その三年の間に未帰還調査に非常
に貢献のある御努力がされて、この未
帰還者留守家族等援護法に規定された
未帰還調査を三年以内には法律の精神
に基いて完了せしめるという熱情を
持っておられるかどうか、御説明いた
だきたいと思っております。

○中川(融)政府委員 幸い三年間延長
になりましたが、この三年間には、厚
生大臣のお言葉をかりるようでありま
すが、画期的な変化がある、あるいは
すでにその変化の兆が見えていると申
していいと私は思うのであります。そ
れは要するに当該国と直接の交渉が
始まったわけでありまして、しかもこの直
接の交渉におきまして、未帰還者の調
査ということについて当該国がいすれ
も原則としては異存がないということ
を言っておるのであります。従ってこ
の交渉の進捗につれて、この調査
の問題も相当進捗するのではないかと
期待いたしております。もとよりこの
広大な領域におきまして、相当長期
間にわたる動静について調査するわけ
でありますから、なかなか急速に資料
は集まらないかとも思いますけれども、
当該国政府が意欲をもって実施する限
り、集まり得る資料はこの三年間に集
まるのではないかと、かように期待して
おります。それにつきましてはあらゆ
る努力を傾注する熱意を持っておるの
でございます。

○愛田委員 中共との問題は、三年以
内に外交上の努力を十分されないと解
決できないおそれがある。現在日ソ交
渉のような正式交渉をしてないのであ
りますから、中共に残っておられる多
数の人々というものは、日ソ以上の難
問題にぶつかってくる。この点、三年
以内に中共との国交回復、あるいはこ
の問題について早急に政府の意思を代
表する人を送って当らせるとかいうふ
うな、この法案の精神にのっとった外
交上の努力について抱かれる御意見を
お示し願いたいと思うのであります。
○中川(融)政府委員 引き揚げの問

題、及び調査究明の問題は、これは人
道上の問題といたしまして、あらゆる
問題と離れて推進され得る問題なので
ありまして、その意味から中共との間
に、国交調整問題とは別に、ジュネー
ヴにおきまして直接の交渉を開始して
おるのでございます。従ってこの問題
についてはあらゆる方法をとりまし
て、せひこの三年の間にでき得る限り
の調査究明を完了したい。今の現
状をもって把握し得る限度におきまし
てのものは完了したいと考えてお
ります。このためにとるべき措置につ
きましてはさらに研究いたしますが、
その状況に応じて、最も適當かつ必要
な措置をとっていききたいと考えてお
るのであります。

○愛田委員 外務省の熱意はよくわか
るのであります。が、中共との問題は、
依然として双方の国交が回復に至って
いない、しかも日ソ交渉のような外交
上のルールにも乗っていない中国との
関係があつて、いずれが是非かで談
論もされておる、しかも今の重光外務
大臣のような考え方で、とかく台湾を
重んじ中共を軽んじようという外交上
の政策においては、非常にむずかしい
問題が起ると思うのですが、引き揚げ
促進の問題だけは正式の外交交渉がで
きる前においても、人道的立場から政
府対政府の関係で処理し得る道があり
はしないかと思うんですが、その道は
現在におきましては見通しは立ちませ
んでしょいか。

○中川(融)政府委員 引き揚げの問題
は政府対政府直接の交渉をしてよいと
いう考えであります。すでに昨年夏
から、ジュネーヴにおきまして政府当
局、政府機関相互間に直接これの話し
合いを始めておるのであります。従っ
てたまたま受田委員のおっしゃいまし
たことはすでに実施しておるのであり
まして、今後この方法によりまして
、これだけは政治問題と切り離しまし
て、せひ推進していききたいと考えて
おります。

○愛田委員 田付総領事を介しての中
共との交渉というものは、はなはだな
まぬるいものでありまして、直接中共
に乗り出して行くという政府対政府の
関係において軌道に乗せる道はないも
のか。
○中川(融)政府委員 必要あらば直接
行くのもよいと思うのであります。が、
現在までのところ先方の態度は、北京
に来てくれという話があります。は引
き揚げの問題ではないのであります。
従って、これは一般国交調整の問題を討議
するために北京へ来てもらいたいとい
う話であります。先方の態度は、引き
揚げの問題は政府間で話す必要なしと
いう態度をとっておるのであります。
ここらになかなかむずかしい問題があ
るのであります。われわれといたしまし
ては、ジュネーヴにおける今の総領事
館の交渉を今後とも続けまして、これ
によって打開の道を開いていききたいと
たいたいまのところは考えておるのであ
ります。
○愛田委員 外務省アジア局長に対す
る最後の質問ですが、未帰還調査部が
厚生省の引揚援護局へ入ってくるとい
うことによつて未帰還業務が軽んぜら
れるという印象を国民に与えてはなら
ないと思うのです。従って外務省とし
ても非常にこれから熱情を傾けていた
だかなければならぬのですが、ソ連
中共以外の南方諸地域等においてまだ

残された問題がある。局長さん御存じの長田タマエさんのサマエ島の事件のごとき、これらの外交上の努力を未帰還調査部の調査に基いて一つ十分御努力していただき、またそれによって実が結ばれないとするならば、直接現地に乗り出して留守家族をして納得がいけるまでの調査をさせるような便宜を供与するということなところまで心を配っていただく、それが私は調査究明の法律の精神を政府が順守されることになると思うのでありますが、いかがでございますでしょうか。

○中川(融)政府委員 御指摘の通りに考えております。南方諸地域にまだ案外相当の未帰還者がおられることが、時間のたつにつれましてわかってくるのであります。この方々の状況を調査するということは、ぜひ今後三年間に実現したい。かように考えております。なお必要あらば船等を出しまして、さらに政府の費用をもってこの調査を実施するという必要であると考えておるのであります。この点につきましては、厚生省とよく連絡いたしまして、ぜひそういう運びにいたしたいと考えております。

○愛田委員 どうでしょうか。外務省に対する質問はあまり長くなってお気の毒ですからおきますが、厚生省に対する質問は非常にまだたくさん残っておりますが、本日はこれで打ち切ります。

○山本委員長 連記をやめて。
〔連記中止〕
○山本委員長 連記を始めて。厚生省設置法等の一部を改正する法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○山本委員長 次に労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。石橋君。

○石橋(政)委員 時間も非常に少くなっておりますし催促もあるようですから、なるべく簡単に大臣に対する質問だけ先にやりたいと思います。最初伺いたいと思います。最近非常問題になっております駐留軍関係の労働者の問題であります。最近新聞の報道にも明らかになっておりますように、本年度におきましても相当多数のアメリカ軍が日本から引き揚げていくということが発表されております。この点に關して最初伺いたいわけでありまして、二月三日の閣議の了解事項にも示されておりますように、人員整理とかあるいは特需関係の発注量が減った場合には、なるべく早く日本政府に通報があるように、強力に米軍に対して要請したいということを決定いたしております。これはもちろん失業対策の万全を期するという精神をくんでの御決定であらうかと思うわけでありまして、こういう線を具体化するのにも、特に本年度どの程度の米軍が撤退するのか、これに付随してどの程度の労働者が失業するかということが、やはり失業対策確立の根幹になると思っております。まず最初にその見通しからお伺いしておきたいと思うわけでありまして、これは防衛庁関係の発表であらうかと思っております。現在日本におきましてアメリカ軍は、歩兵師団が一つ、海兵師団、空挺師団、独立砲兵大隊、工兵大隊といったような地上部隊四万二千、海軍部隊が六千五百、空軍部隊約五万、計九万

八千五百名おる。そのうちことしは六月までに約一万一千名の撤退が政府に通告されている、こういうふうにいわれておるわけでございますが、確実な情報であるかどうか、まずお伺いしておきたいと思っております。

○倉石國務大臣 駐留軍労働者関係のことにつきましては、最近正式に呉の国連軍から通報がありましたが、そのほかのただいま御指摘のようなことについて私は承わっておりませんから、調査関係でそういう情報を得ているかどうか、調査庁の方から御説明申し上げます。

○丸山政府委員 軍自体の兵力関係、それからこれの減少関係についてはつまり明らかになっておりません。ただ労働者関係におきましては、一番はつきりしているのは国連の関係でありまして、現在おきまして八千数百名のうち、年内に六千名、二千名は来年の末というように、これが一番はつきりしているところでありまして、一方アメリカ軍関係の方は、最近東北地方から騎兵師団が関東、中部地方に移動するのに伴いまして相当数の失業者が出ております。これから来年にかけましてどの程度になるかということの数字は具体的にはわかっておりませんが、従来の年度から見てもやはり一萬ないし一萬五千という数字は予定されるものと考えております。

○石橋(政)委員 せっかく閣議で決定していただいて、米軍にこういうことは事前に早く通報してもらおうようにという申し入れを強くやっておられると思うのでありますが、どうも今の答弁であります。この点不明確なわけであります。しかし大量の駐留軍労働者

が本年中に解雇されるということは明らかに事実であります。御承知のように、昭和二十三年が一番多かったものでありまして、大体三十万以上の駐留軍労働者がおった。これが急激に減りまして現在直接間接その他合せまして大体十萬というものが、ここ何年かのうちに急激に減っている。しかも今後米軍の撤退、これは結局日本の自衛隊の増強と見合っていくものだと思いますが、十分に検討を加えられて具体化されていかなければならぬと思うわけであります。そういうときに閣議でこの問題が取り上げられたことは、確かに時宜に適したものだと思っております。まずけれども、この二月三日の了解事項は、まづ先に掲げてある問題一つとつてみて具体化するところが何らない。結局失業対策を確立する根幹は、一体どの程度のものが失業するかどうかということ把握することになくならないのかもしれませんが、それすら十分に把握されておらないということでは、まことに私にもって私には不安心でならないわけでありまして、一体大量に予想される駐留軍労働者の失業に対処して、大臣はこの対策を確立するだけの自信を持っておられるのかどうか。私はその点についての心がまえと、できればその片鱗をここで伺いしておきたいと思っております。

○倉石國務大臣 今の御指摘は、米軍が撤退するということについて通報があったかというお尋ねでございます。それから、米軍の撤退というふうなことにについては、直接労働者に関係を及ぼすことは事前に通報してもらいたいというところを言っておるのであります。軍の移動につきましては、私どもがそ

う早くつまびらかにいたすことはなかなか困難な立場であります。しかし内閣における特需等対策連絡会議から先方に申し入れましたことについては、御承知のように、今回呉で、三月から開始をして年内に約六千五百名を解雇する方針であるということも事前に通報いたして参りましたことは、私どもも申し入れを尊重いたしましたものと存じます。なおそこで、この一番大きな国連軍で六千五百人という、ことに呉市で大量のものが出るといふことであります。呉は御承知のように、いわゆる失業者多発地帯でございます。昭和三十一年度予算におきまして、地元の方では、こういうところの失業対策事業は、ぜひ全額国庫負担をやつてもらいたいという御要望がありました。それがなかなか困難でございますので、御承知のように、最大限の五分の四という負担率に増額いたしました。市長さんが見えまして非常に喜んでおられました。しかし六千五百名というものが一ぺんに出るといふことにつきましては、私どもとしては対策連絡会議において、十分地元の計画も承わつたりして検討いたしておるのであります。御承知のように、日本軍が昔持っておりまして施設を利用し、あるいはそれを拡大したりいたしまして、連合軍が終戦後これを継承してやつておりました。ところが日本軍というものがなくなり、国連軍というものが撤退するといふ非常な事態に直面しておるわけでありまして、これは何と申しまして、そこに働いておる者の雇用の関係は重大な段階であることは申すまでもありません。いわゆる失業対策事業な

どというものでそれだけのものを吸収することはとうてい不可能であります。これはわかりきったことであります。が、そこで私どもとしては、他の駐留軍の移動する部隊などで、新しい要員を要するというふうなところへの配置転換は、調達庁において十分努力をしておりますし、労働省の立場からは職業安定行政の面で特に駐留軍労働者の失業については、別段の扱いをいたしまして、特別なあつせんをいたしてあります。他の失業者よりも就職率は、この方は成績がよいようでありまして、ただ遺憾ながらある地域におきましては、駐留軍労働者は御承知のように、取扱いと異なるべく公務員と同じようにやろうという方針でありますけれども、公務員に対しては失業保険はございせんが、駐留軍労働者は失業保険がございせん。それからまた一般の公務員よりも平素の給与手当がよろしいことは、石橋さんよく御承知の通りであります。そこでそういうような諸君が、どうも困った現象であります。が、やはり失業対策事業などを起し、まして、ほとんどその方の安定所の窓口においでにならなかつたといったようなこともございせんので、私どもといたしましては、この要就職についての実態を把握するの非常に苦しんでおるようなわけであります。が、六千五百名という国連軍労働者がだんだんと年内に解雇されるということについては、これはほうっておくわけにはいきませんからして、ただいまも地元の方で何か具体策はないだろうか——先般行われました知事会議などにおいて、も、広島府の知事さんにも特にそういう点をお願いいたしまして、地元へ何ら

かの計画があるならば、国としては全力をあげてそれをお手伝いするようにいたしまして、そういうことで地元と中央と協力して、出てくる失業者に対する対策を万全の措置を講じようというところで、目下鋭意そういうことの相談をいたしておるという最中でございます。

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○石橋(政)委員 呉市の六千五百人の英連邦軍関係の失業対策というものを重点に考えておられるようでありまして、私先ほど申し上げたように、米軍関係の撤退が大層に行われるということもこれはほとんど確実であります。現に東北あるいは九州の各県において、その予告を受けてここ数カ月のうちに解雇されようとしておる人も相当あるわけでありまして、この点は労働省も一応調査しておるようでありまして、二月二十四日の読売新聞にも、労働省の調べによると、という書き出しで、七月ごろから大休一万五千人という大数の解雇が予想されておるといふことを、はつきり出してきておるわけでありまして、ただいまの御説明を聞きまして、駐留軍関係労働者の給与が比較的高いとかそういうような表現で、一般失業対策に行きたがらないのだというふうなことを強調されておりますけれども、これは一方的な片寄つた見方ではないか、私このように思うわけでありまして、駐留軍関係労働者の給与が一般公務員に比べて高いというふうには決して考えておりません。一つのワタの中にはめて、たとえば基本賃金とかいうようなものだけを取り上げて云々すれば、それはあるいはそういうことも言えるかもしれせんけれども、たとえば公務員に適用されてお

ます恩給とか、あるいは身分の保障とか、その他共済関係の施設とかいうふうなものを含部ひくく考へて考慮した場合には、決してそういいつたようにな線は出てこないわけでありまして、退職金の問題一つとてみましても、この率が駐留軍労働者の場合に公務員よりも劣つておる。従つて公務員並みにしてくれというものが、関係労働者の現に一番大きな念願になっておることも労働大臣は知つておらうと思ふのであります。そこでそういうふうな見方をされるのではなしに、やはりもう少し積極的に、こういつた大量の駐留軍労働者を何とかしてやろうという熱情を持つていただきたい、私はこのように思つておるわけでありまして、現に終戦後十年間という長い間、駐留軍労働者がどういふふうな苦しい目にあつてきたかということは、大臣もよく知つておられるはずであります。風俗習慣その他違つた職場にあつてどんな目にあつてきておるか。それだけではない。駐留軍の基地の中で働いておるといふだけで、日本の国内法による保護を受けられていないという例がたゞさん出ておることは、これもまた御承知の通りであります。十二月の臨時国会においても私のこの点質問いたしましたのであります。が、当時取り上げました問題がやや具体化して参りましたので、あわせてここで説明をし、そして大臣の確答を聞きたいと思ふのであります。あのときに説明いたしました青森の三沢の基地で起きたコックの事件であります。が、湯川というコックがエビフライの半煮えのものを食卓に供したという理由をもつて解雇された。ところが実際はそれが理由でない。また本人はその責任

は全然ない立場にあつた。そこで不当な解雇であるとして地方労働委員会に提訴した。地方労働委員はこれを不当労働行為と判定して救済命令を發した。ところが米軍がこれに従わない。仕方ないで青森の地裁にこれを提訴したわけでありまして、この青森の地裁が非常に奇妙な判決を下しておる。結局地方労働委員会を下した不当労働行為というものは認めておりながら、その点には何ら触れないで、今の行政協定の範囲の中では、米軍の中佐がそういう行為を犯したからといって罰を加へることは何もできない、どうにもならないといううな裁定を下してきておる。こういつた問題を果して労働大臣として見のこしていかうのかどうか。明らかに不当労働行為であるという判定が下つておる。その点何ら救済措置を講ぜられないといふうな日本人労働者が出てきておてもかまわないのであるか。先回もお話申し上げたように、もし日本政府の責任でどうしても米軍に国内法を適用させるだけの自信がないとするならば、米軍が直接日本人労働者を雇うといふうなことを禁止する、全部日本政府が一応雇つて米軍に提供するという間接雇用一本の方式に切りかえてしまつたらどうか。あるいはまた行政協定そのものを改訂して、そういう疑義が生じないように、十二条あるいは十五条で明示されておるよう、駐留軍に働いておても、日本人労働者は日本国内法の適用を受けるのだといふ、これが不明確だ、あいまいだといふならば、不明確でないように、あいまいでないように明確に行政協定を改訂するといふところまで持つていくの

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○倉石國務大臣 三沢のエビフライの話は私も報告を受けておりますが、基本的に、先方の使役する日本の労働者については労働三法を適用するといふことが原則であります。しかししばしばトラブルがあることも御承知の通りであります。ただいま日本行政協定に基く労働基本契約につきましては、これも先般御報告いたしましたように、先方と私どもの方で大休のことについては意見の一致したところもございせんが、細目協定においてまだ彼我の意見が一致しないといふことであります。これは外務省も一緒になりまして、労働基本契約の改訂については今努力を續けておるところであります。あなたのおっしゃるよう、指をくわえて見ておることはできないわけでありまして、これは一生懸命で当局者を鞭撻して、労働基本契約の改訂に努力いたしておる最中でありまして。

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

が、労働大臣としての職務上の義務ではないかと思うわけですね。少くともアメリカ人だからといって、国内法を無視して、そういう非行をやっているのを指をくわえてながめておることだとは思ふのであります。この点閣下雇用一本にしたらどうか、あるいは行政協定を改訂したらどうかという私の質問に對しまして就任早々であるから少し研究させていたいただきたいという答弁であつたのでございせんが、その後の研究の結果を一つ御答弁願ひたいと思ひます。

米労働基本契約の適用を現段階において受けません。そのところをおはき違えになつておられませんか。先ほどから私が主として申し上げておるのは、米軍が直接雇用しておる労働者の問題で、日本政府が雇用して米軍に提供しておるいわゆる間接雇用労働者の場合はやまやまなのです。というのは、最終的な責任を日本政府にとらせるという事で、とらぬは別として一応ケリがつくからやまやまなのです。ところが青森で起きておるエビフライの問題にいたしまして、直接雇用労働者なのです。米軍がみずからこれを雇つておる。ここに問題があるわけなのです。従つて先ほど申し上げたような、そういう日本の準司法機関である労働委員会、明らかに不当労働行為であるという判定を下して救済命令を発しても、米軍が知らぬふりをしていゝる。日本のいわゆる準司法機関である労働委員会というものは、完全に無視された格好になつておるわけです。こういうことではないのですかと私は質問してゐるわけなのです。これは日米労働基本契約の問題ではないのです。今大臣が答弁されたのは間接雇用労働者の問題です。直接雇用の駐留軍労働者を一体どうして日本の法律で守つてやるかと私はお尋ねしているわけなのです。そのところをお聞きのないように一つ御答弁願ひたいと思います。

○倉石国務大臣 今の直用の問題につきましては、われわれの方でも従前からあなたの方からお話がございますので、いろいろ相談をいたしておつたわけでありまして、その細目のことについては政府委員の方から御答弁申し上げます。

○石橋(政)委員 政府委員の答弁をまだ要しない段階だと私は思う。結局先ほどから申し上げておるうちに、こういった哀れな日本人労働者を救う道はほかにないのです。二つしかないと思は言つてゐるわけですか。一つは何かというと、日本政府が全部雇つて、そうして米軍に提供する。この間接雇用形式一本にしてしまふということ、そうすればとにかくにも日本が雇用上の全責任を負う形になりますからさつき言つたような問題は残らない。それができないならば、行政協定そのものを改訂しなかつたらぬと言つてゐる。行政協定には直接雇用労働者の場合も、間接雇用労働者の場合も、明らかに日本の国内法を守つてゐる。ここに読み上げますと、間接雇用労働者の場合は、第十二条の五項、直接雇用労働者の場合は十五条の四項に「別に相互に合意される場合を除く外、賃金及び諸手当に関する条件のような雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならぬ」と明らかに書いてある。書いてあるけれども、向うさんが守らないという。なぜ守らないかといへば、基地管理権の問題がからんでゐる。裁判官職権の問題がからんでゐる。少くとも行政協定が締結された当時は、そういうものにかこつけて日本の法律を無視しようなどというところはおそらく向うも考へておらなかつたんじゃないかと思ふけれども、後日いろいろトラブルが出てきて、めんどくさくなつたのかどうか知らぬけれども、この明確な規定を無視して、日本の準司法機関がど

のような決定を下しても、これを無視していくという態度に出た。しかも日本の裁判所がそれを認めるかのような、奇々怪々な判決を最近では下してゐる。ここに問題があると私は言つてゐる。だから行政協定上アメリカの兵隊に日本の法律を労働関係の問題で守らせることが、このような表現ではむずかしいということを言つてゐる。裁判所はそういうことを言つてゐる。しからばもっと明確な規定にこれを改訂したらどうかと私は言つてゐるわけだ。日本政府が全部雇つてしまふ間接雇用形態一本にするか、行政協定をより明確にして、向うさんが知らぬふりできないようにして行くか、この二つの道をとる以外に絶対に方法はございません。今までの政府のやつてきたことをみると、どんなに努力しますといつたところで、突つかつてきて、問題は少しも解決されてきていない。しかも先ほど申し上げたように、青森地裁のこういう判決まで出てきておる。現在においては、私はこの二つの方法しか根本的解決の方法はないということとを申し上げてゐるわけなんです。これは臨時国会でも私申し上げたわけだ。ところが大臣は、お話の問題は基本的にこのことになりまして、十分研究して後日お答えすることにいたしますと言つてゐる。後日が本日になつてゐるわけだ。相当長い間御研究願つたものと私は思ふ。だからその御研究の結果どういうことになりましたか、一つお答えを願ひたいと言つてゐるのです。

○倉石国務大臣 政府委員から答弁いたします。

○石橋(政)委員 こういった基本的な問題をなぜ大臣は答弁できないのです。私が質問しておることがわからないのですか。結局検討の結果、どういう結論が出たかということだけ聞いておるのです。「事務的だ」と呼ぶ者あり。事務的じゃないですよ。

○倉石国務大臣 こまかいことは政府委員の方から御説明申し上げる方が納得していただけると思うから申しておるのであります。政府委員の説明は、政府の責任をとるところであります。

○石橋(政)委員 私は経過を聞くならば、政府委員の方にお聞きします。結論だけを聞いておるわけだ。間接雇用労働者の適用を完全にやろうと考へたか、それとも行政協定の改訂をやるべきかというように考へたか、どちらが何だろ、そういうものは日本人のおけという結論になつたのか、結論だけを私はお伺ひしておる。

○倉石国務大臣 御承知のように、軍はただいまお話のありました裁判官職権の問題について、米軍が公務上行なつた行為、公けの立場で行なつた行為については、これはアメリカ合衆国に対してのみ責任を負ふという建前をとつておられて、従つてたゞいま御指摘のような場合に、裁判所に頭ををえんじないというようないことがございます。そういう点については私どもの方では、今御指摘のように、PXであるとかクラブであるとかに働いておる雇用及び間接雇用ともに日本の労働法の適用を受けるものであるという見解のもとに、それでは困るということと折衝いたしておるわけですが、と

にかく先方の軍は、今申しましたような主張をとつておるのであります。まだ依然として話し合ひがつかないでおるというのが今日の実情でございます。

○石橋(政)委員 話し合ひがつかないことは、聞かなくてもわかつておる。今までここ十年間駐留軍労働者というものは現存しておつた。常にこういう問題は出てきておる。そのたびにあなたの方政府機関は何とかいたします。交渉いたしますというのを繰り返してきておる。そのあげくの果て幾ら話し合ひをしたつたかだといふ結論がとつたのうちに、出ておる。だから話し合ひはだめだ、こういう問題を解決するためには、先ほどから口をすっぱくして言つておるうちに、二つの方法しかない。この二つの方法をとらないというところは、もうしょうがないというところになる。日本人の労働者が国内法で守られなくても、保護を受けなくてもしょうがないということになる。あなたはそのういふお考えですか。そうじゃないはずだ。そうすれば何とか行政協定の改訂の方向に動くなり、あるいは雇用形態を間接一本に切りかえるなり、そういう考慮が払われ、そういう努力がなされておるなら私は了解いたします。そのところをはつきりお答え願ひたい。

○倉石国務大臣 これは専門家であらせられるあなたにはもう十分よく御存じのことではあります。私の方からは今申しましたようなことで、直用ももちろんのこと、しばしば事態の起りますたびごとに、先方と話し合ひをしておるのでございますが、なかなか先方との話し合ひに一致点が出ないで困つて

おるといふことを率直に申し上げておるのでありまして、そういう状態であるからといって、そういうわけではありません。なお努力しておるのでありますが、御承知のような事情でなかなか困難である、こういうことであります。

○石橋(政)委員 基本的に問題を解決しようという意欲を持たずして、ただ一つ一つ起きてくるトラブルをとらえて、あつちからつつき、こつちからつつきといったつたつただめだということとを言っておるわけですが、なぜもう少し積極的な意欲をもつて、私が言っておるような方向に動かないのかということとを申し上げておるわけですが、

○倉石国務大臣 行政協定の改訂というふうなことになるようでございますが、そういう点につきましては当該閣僚から一つお聞きただしを願いたいと思います。

○飛田委員 閣下、今の石橋君の質問に関連して私もそういう例をたくさん知っています。横浜のPX、大船にもあります、あるいは座間その他にもあります。直接雇用の労働者が何の理由もないのに、その態度が気に入らないというふうなことで簡単に解雇をされている。これに対して解雇権の乱用だということ、われわれが日本の機関の救済を仰ぐとすれば向うが出てこない。(例として)「元請言つては困る。そういう日本人の従業員が簡単に解雇されている」ということを働かせてもらっているのだからしょうがないというならば、労働政策なんかはあり得ない。こういう人々はみんな政府の救済を待っているに

もかわらず現実には何もできない状況にあります。労働省では直接雇用であつた間接雇用であつた、日本の労働三法が適用になるということとを再々言っておられるが、実際は適用になっていない。この問題をどうするかというところは、今石橋さんが詳しく聞かれたところですが、もし大臣が努力している、そういうふうには持っていきたいとお考えになっているならば、あなたの努力が結実するまでの間に、出てくる何十人、何百人という被害者をどう保護しようと思われませんか、この問題を伺いたいと思う。また同時に直接雇用の関係においては双方の間に就業規則というものができ上つておりません。直接雇用の関係の方々が作っている労働組合が、アメリカ合衆国に向つて就業規則を作つてくれという要求をし、再交渉したとしても数年に及んでおります。これについても労働省はほとんど関与せず放置してある。労使の関係の間に就業規則を作ることとは理想的だとあなた方は考えておられ、これを勧めておられるにもかかわらず、この問題が依然として解決をしないことについて、放置している、全然関与しないという態度をとられるのは一体どういうわけか、このことを伺いたいのです。要約いたしますと、第一の点は、あなたが努力をしようとされておられるその努力が実を結ぶまでの間に、出てくる何百人という被害者を、とりあえずどう救済しようとするのか、第二には直接雇用の関係において就業規則を作ろうとする希望を持っているにもかかわらず、米軍は何らこれに応じない。こういう態度をあなた方はどう処理をしようと思われませんか、どう努力

をしようと思われませんか、これをお伺いしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 前からそういうことを申し上げるよりは、ほんとうにわかるのは事務局の方がいいのですが、私の答弁を御要求でありますから、御不満かもしれませんが答えたいと思います。

こちらは先方に直用について——石橋さん御存じのように、直用の中でもPXの従業員が一番多いわけですが、そういうところで話し合いがつかうよう就業規則を作ろうという、今機運になつていますが、そういうことについて向うは拒絶しております。それからまた直用について皆さんも御存じのようにいろいろ業態の差別があります。PXとかクラブとかいろいろのは、割合にまとまつておりますけれども、ボーイさんから女中さんからいろいろございまして、そういうものを日本政府が雇つて、そうして先方にさらに間接の雇用でやるとかいうふうなことに、これは、なかなかむずかしい問題があり、話がうまくいかないのであります。そういう直用についても、私の方で先方に話をいたしまして、向うから最近申し出てくるのは、何か苦情処理機関みたいなものを設けて、そこで話し合いをしようではないか、こういう機運にもなつておるのであります。ただ、だんだんとそういうふうに進んでいることは事実であります。従つて今飛田さんのお話のように、そういうトラブルがあった場合にはどういうふうな救済するかということでありまして、そういうところで一つ円満に話をつけ、そういう関係を進めていきたい、こういうふうな考えております。

○飛田委員 今苦情処理の関係、そういうものを設けてやつていこう、こういうお話でしたが、これについては直接雇用の労働者はもうさんざん痛い目を見ております。一つの例をあげてみますと、立川で解雇になった、その解雇に対して異議を申し立てる方法ができ上つております。この異議を申し立てますと、大船の異議申し立て機関にこれが上申をされるのであります。大船に現実に異議の申し立てをいたしました。ところが大船のその裁定機関は実情を調べなければならぬというのでこれを立川に差し戻します。ところが御存じのように、立川は空軍です。大船は陸軍です。陸軍と空軍との対立の関係で、そこにつり合いがあつて、いまだにこの問題は一年以上解決をされない。そういう例があります。こういうふうな苦情処理機関などというものを向うの中に作つて解決をしていこうとするならば、軍の中のいろいろなトラブルに巻き込まれて、本人の利益を保護するなどということはとうてい不可能になつてしまふ。こういう点から考えてみますと、苦情処理機関を作る、あるいは解雇の異議の申し立てに對する裁定機関を作るなどということ、は、必ずしも日本人の労働者の保護にはなりません。こういう実態もよくお調べになつた上でそういうことを言っておられるのか。このことを一つ伺わしていただきます。

○倉石国務大臣 そういうことをよく承知しております。そしてまた今軍の中というお話でございましたが、これは労使双方でやろうということでありまして、向うの機関として作るというのじゃないのであります。基本的に

に困ることは、御承知のように、欧米人と日本人の雇用というに對する觀念に非常に差がございまして、これはもう皆さんも御承知の通りであります。たとえばドイツのときはストライキをやればもう雇用関係はその日になくなる。そしてストライキが済んだらあらためてその労働者はまた雇用契約を結ぶ。いやならやめたいいいじゃないかというのが欧米人の雇用に對する基本的な考え方でありまして、そこで日本人としては働く権利を持てているんだという考え方が私どもとしては多いのであります。そういう雇用というに對して基本的に彼らと日本人との間のものの考え方が違つておる。ところに、非常にやりにくい点があるのであります。政府といたしましてはそういうことについて十分苦杯をなめておりますから、できるだけの措置をして、直用については今申しましたように労使双方で苦情処理機関を設けよう、こういうところまで進んでおるわけでありまして。

○飛田委員 日本の雇用関係と外国の雇用関係とそのニュアンスが違ふ、こういうお話であります。もしそうだとすると、日本の国土の中へ来て向うさんが仕事をすれば、日本の考え方に従つていただくべき必要がありまして、このことを労働大臣は強く要求をしておられると思ひます。最後に一つ参考までに伺つておきたいのであります。ストライキをやりますと雇用関係が切れてしまふというドイツの法律だそうですが、そういう学説を唱えられているドイツの学者の名前を教えてください。

○倉石国務大臣 これは学説ではござ

いせん、現にそういうふうな取扱
いをしておられることを申し上げ
たのであります。

○石橋(政)委員 先ほどから個々に起
きた問題を苦情処理委員会のなもので
取り上げるのだ、あるいは就業規則と
いうものを作る機運に向いておるのだ
というふうなお話でございしますがこれ
は一九五三年一月十六日、当時の連合
国司令官クラーク大將から露簡が出さ
れて以来、はつきり一貫した米軍側の
表面上の公約なんです。軍直用労働者
といえども間接雇用と同じように扱う
のだ、同等の条件のもとに雇用するの
だということを常に口では言っておる
けれども、実際に守られないというこ
とを私訴えて、それに対する措置を大
臣にお願いしておるわけなんです。こ
の間もちよっとお話ししましたが、
講和発効当時、われわれといまして
は、行政協定がいささか心もとな
い、今までの米軍の態度というよう
なものを通覧しても、直接雇用労働者
というものにしてしまうと、必ず国内法
は無視されるという危惧から、間接一
本にしてもらいたいということを強く
要望しておった。ところが当時の労働
省当局の人たちは、労働省が責任を負
うから、どちらかといえば全部直接雇
用すべきだという意見を吐いておっ
た。それくらい意気込みを當時は
持っておった。ところがそれから何年
になりますか。当時のお気持ちをまた持
ておるとは思わないけれども、それほ
ど米軍というものを甘く見ておった。
間接雇用にするどころか全部直接雇用
にしなければ筋が通らぬ。それじゃ国
内法は無視されるからという警告に対
しては、労働省がおるから安心しろと

大言壮語しておった。それが何です
か。今になって何かためらったよう答
弁をする。日米間の労働慣習の相違な
どというふうなところに逃げ込まない
でいただきたい。先ほどから申し上げ
ているように、もう少し真剣にこうい
う暗い谷間に残り残されている日本人
労働者のことを考えていただきたい。
十二月の質問から本日まで大臣の考え
方には研究した跡は全然見えない。保
守党の中では比較的進んだ考えを持っ
ておられると思っておったにもかかわ
らず、あなたの今の御説明な
ら、これは鳩山総理の労働問題に對す
る考え方よりも数段おくれれておりま
す。私はこの二月二十三日に総理に
質問をいたしました。同じような質問
をしたのです。結局私が申し上げたの
は、一つは日米合同委員会に持ち出す
持ち出すと言っておられるけれども、過去
にこういう問題が累積されていって
おる。少しも解決しておらぬ。その原因
は行政協定そのものにあるわけな
す。日本の法律を守ると言いがら、
ある場合には基地管理権を發動する、
こういう矛盾したところに問題がある
わけなのです。だから積極的にほん
うにこの問題を解決しようと思えば行
政協定を改訂しなければならぬと思
う。少くともほんとうに日本人の基本
的人権を守ろうと思われれば、行
政協定を明確にするということが必要
だと思ふ。これに対して、総理は行政
協定を改訂する必要があるということ
は私も同感ですと言っておる。あなた
よりも労働の問題についてはよほど理
解があり進歩的じゃないですか。そう
いうことじゃだめだ。鳩山さんよりも
労働問題において劣ったおくれた考え

方を持つては、私は労働大臣の任務が
勤まらぬと思う。行政協定の問題はほ
かの部局のことだからという逃げ込み
をやらないで下さい。少くともこの労
使の問題からだけでも行政協定を改訂
すべきであるというふうにお考えかど
うか。私はその点からお尋ねしたいと
思ふ。

○倉石国務大臣 内閣総理大臣の進歩
的思想をほめていただけてまことにあ
りがとうございます。私は私どもの所
管についてできるだけ限りの努力を凝け
ていく、こういうことでございまし
て、先ほど申し上げましたように徐々
に私どもの希望の線に動きつつあると
いうことでありますから、どうぞ一つ
御援助をお願いしまして成功するように
したいと思ひます。

○石橋(政)委員 総理大臣は行政協定
を改訂するというような考え方に同
感だと言っておられるわけですが、こ
の総理大臣の考えにまで達しておら
ない労働大臣としては、今のよう直
接雇用の労働者の実態を見ても、なお
行政協定の改訂の必要を認めないとい
うのであるかどうか、この点をお答え
願ひます。

○倉石国務大臣 行政協定のことにつ
きましては、私がここでそういうこと
を申し上げるべき資格を持っておりま
せん。その必要がある場合には、政府
全体でさらに相談をすることでありま
して、調達庁担当の私、ことに労働大
臣としては、今申し上げましたように
現在の機構の中でも日々々と事件が
出てくるのでありますから、それに対
して万全の策を講じていく、こういう
ことであります。

総理よりはもう少し突き進んだ真剣な
気持でこの問題に取り組んでもらえる
ものと、このように思っております。
ところがこういつた悲惨な状態に
置かれておる直用駐留軍労働者の問題
について、全然真剣な意欲を持ってお
らぬのじゃないかという疑いが起る
ような答弁を、あえて固執されてお
る。それでは鳩山総理が現にこうい
う答弁をされておることについて、あ
なたはどういうようにお考えになってお
るのか。総理がそういう考えならば、
その線に沿って自分も何とか努力しよ
うという考えにならないものかどう
か、その点をお答え願ひます。

○倉石国務大臣 今申し上げましたよ
うに、諸般の問題で行政協定改訂の必
要ありということをご政府が考えまし
たらば、そのときには閣僚として御相
談にあずかりましよう。しかしそうい
うことを予想して、私がここでとか
く発言することは、遠慮いたしたいと
思ひます。

○石橋(政)委員 先ほどから申し上げ
ているように、明らかに行政協定は、
駐留軍労働者といえども国内法の適用
を受けるのだということを明示してお
るにもかかわらず、現実においては適
用を受けておらない。これは行政協定
の表現が非常にあいまいだ、ほかの条
項とからんできてあいまいになってお
るというふうな地裁で判決を下してお
る。そうすると、この行政協定を明ら
かにしなければ国内法の適用は受けら
れないんじゃないですか。日本の裁判
所がそういう判定を下してしまつてお
る以上、協定を明確にしなければ、幾
らここであんな文句を掲げて、駐留
軍直用労働者は国内法の適用を受けら

れないんじゃないですか。そういう不
満な、不備な協定を改訂する必要を、
労働大臣という立場からあなたはお認
めにならないのか、私はどうも納得が
いかない。現に守られておらないとい
う例を見ておりながら、その原因が行
政協定にあるということをご日本の裁判
所が下しておられるなら、あなたがそれ
に対してなお協定改訂の必要性を認
めないというの、どういうわけです
か。労働委員会がはつきり不当労働行
為というものを認定して、仲裁命令を
発しておいてすら、どうにもならない
というふうな状態のまま直用労働者を
ほっておいていいとあなたは考えに
なるのですか、もう一度お答え願ひ
ます。

○倉石国務大臣 石橋さん御存じの
ように、私どもは、国会において行政
協定を承認したときに、労働三法が
日本の労働者に対して適用を受ける
ということ、その当時から言ってお
ることであります。行政協定にも現
にそういうことをうたつております。
従つて鳩山総理がどういう趣旨で行政
協定の改訂ということを言われたか存
じませんけれども、むしろ行政協定に
は労働三法を適用することになってお
るのに、それが適用についていろいろ
なトラブルが起きていることの原因が
どこにあるかということでありまし
て、そういうことについてさらに私ど
もの方では、直用については、先ほど
申しましたような方法で、原則として
は労働法が採用されるべきものであるの
に、しかもなおかつそれが援用されて
おらないというところの原因について
どうやってそれを除去していくか
というところに努力をしているというこ

○倉石国務大臣 石橋さん御存じの
ように、私どもは、国会において行政
協定を承認したときに、労働三法が
日本の労働者に対して適用を受ける
ということ、その当時から言ってお
ることであります。行政協定にも現
にそういうことをうたつております。
従つて鳩山総理がどういう趣旨で行政
協定の改訂ということを言われたか存
じませんけれども、むしろ行政協定に
は労働三法を適用することになってお
るのに、それが適用についていろいろ
なトラブルが起きていることの原因が
どこにあるかということでありまし
て、そういうことについてさらに私ど
もの方では、直用については、先ほど
申しましたような方法で、原則として
は労働法が採用されるべきものであるの
に、しかもなおかつそれが援用されて
おらないというところの原因について
どうやってそれを除去していくか
というところに努力をしているというこ

○倉石国務大臣 石橋さん御存じの
ように、私どもは、国会において行政
協定を承認したときに、労働三法が
日本の労働者に対して適用を受ける
ということ、その当時から言ってお
ることであります。行政協定にも現
にそういうことをうたつております。
従つて鳩山総理がどういう趣旨で行政
協定の改訂ということを言われたか存
じませんけれども、むしろ行政協定に
は労働三法を適用することになってお
るのに、それが適用についていろいろ
なトラブルが起きていることの原因が
どこにあるかということでありまし
て、そういうことについてさらに私ど
もの方では、直用については、先ほど
申しましたような方法で、原則として
は労働法が採用されるべきものであるの
に、しかもなおかつそれが援用されて
おらないというところの原因について
どうやってそれを除去していくか
というところに努力をしているというこ

○倉石国務大臣 石橋さん御存じの
ように、私どもは、国会において行政
協定を承認したときに、労働三法が
日本の労働者に対して適用を受ける
ということ、その当時から言ってお
ることであります。行政協定にも現
にそういうことをうたつております。
従つて鳩山総理がどういう趣旨で行政
協定の改訂ということを言われたか存
じませんけれども、むしろ行政協定に
は労働三法を適用することになってお
るのに、それが適用についていろいろ
なトラブルが起きていることの原因が
どこにあるかということでありまし
て、そういうことについてさらに私ど
もの方では、直用については、先ほど
申しましたような方法で、原則として
は労働法が採用されるべきものであるの
に、しかもなおかつそれが援用されて
おらないというところの原因について
どうやってそれを除去していくか
というところに努力をしているというこ

○倉石国務大臣 石橋さん御存じの
ように、私どもは、国会において行政
協定を承認したときに、労働三法が
日本の労働者に対して適用を受ける
ということ、その当時から言ってお
ることであります。行政協定にも現
にそういうことをうたつております。
従つて鳩山総理がどういう趣旨で行政
協定の改訂ということを言われたか存
じませんけれども、むしろ行政協定に
は労働三法を適用することになってお
るのに、それが適用についていろいろ
なトラブルが起きていることの原因が
どこにあるかということでありまし
て、そういうことについてさらに私ど
もの方では、直用については、先ほど
申しましたような方法で、原則として
は労働法が採用されるべきものであるの
に、しかもなおかつそれが援用されて
おらないというところの原因について
どうやってそれを除去していくか
というところに努力をしているというこ

○倉石国務大臣 石橋さん御存じの
ように、私どもは、国会において行政
協定を承認したときに、労働三法が
日本の労働者に対して適用を受ける
ということ、その当時から言ってお
ることであります。行政協定にも現
にそういうことをうたつております。
従つて鳩山総理がどういう趣旨で行政
協定の改訂ということを言われたか存
じませんけれども、むしろ行政協定に
は労働三法を適用することになってお
るのに、それが適用についていろいろ
なトラブルが起きていることの原因が
どこにあるかということでありまし
て、そういうことについてさらに私ど
もの方では、直用については、先ほど
申しましたような方法で、原則として
は労働法が採用されるべきものであるの
に、しかもなおかつそれが援用されて
おらないというところの原因について
どうやってそれを除去していくか
というところに努力をしているというこ

○倉石国務大臣 石橋さん御存じの
ように、私どもは、国会において行政
協定を承認したときに、労働三法が
日本の労働者に対して適用を受ける
ということ、その当時から言ってお
ることであります。行政協定にも現
にそういうことをうたつております。
従つて鳩山総理がどういう趣旨で行政
協定の改訂ということを言われたか存
じませんけれども、むしろ行政協定に
は労働三法を適用することになってお
るのに、それが適用についていろいろ
なトラブルが起きていることの原因が
どこにあるかということでありまし
て、そういうことについてさらに私ど
もの方では、直用については、先ほど
申しましたような方法で、原則として
は労働法が採用されるべきものであるの
に、しかもなおかつそれが援用されて
おらないというところの原因について
どうやってそれを除去していくか
というところに努力をしているというこ

○倉石国務大臣 石橋さん御存じの
ように、私どもは、国会において行政
協定を承認したときに、労働三法が
日本の労働者に対して適用を受ける
ということ、その当時から言ってお
ることであります。行政協定にも現
にそういうことをうたつております。
従つて鳩山総理がどういう趣旨で行政
協定の改訂ということを言われたか存
じませんけれども、むしろ行政協定に
は労働三法を適用することになってお
るのに、それが適用についていろいろ
なトラブルが起きていることの原因が
どこにあるかということでありまし
て、そういうことについてさらに私ど
もの方では、直用については、先ほど
申しましたような方法で、原則として
は労働法が採用されるべきものであるの
に、しかもなおかつそれが援用されて
おらないというところの原因について
どうやってそれを除去していくか
というところに努力をしているというこ

とであります。

○石橋(政)委員 くだいようでありますけれども、もう現に裁判所で判決が下ってしまったっている。判決の肝心なところだけちょっと読み上げましょう。日米行政協定十五条四項のような表現のもとでは、合衆国政府機関に対して、労働法令の違反についての過料制裁を課し得ないものと認める、これが判決の骨子になっているわけです。こういうものが出てしまっている。今のようない行政協定の表現ではだめなんだということが、日本の裁判所でいわれてしまっている。争う余地がないじゃないですか。まだありますか。一体それでは被害者はどうしたらいいとあなたは考えになりますか。私はその点からお知恵を借りたいと思います。

○倉石國務大臣 米軍側の方は、日本の労働三法は適用しないのだということとは、別にあらためて私どもの方には申しておりません。しかるに裁判管轄権の他の問題で、私どもの方から、こういうことでは困るではないかということ苦情を申し入れていることについて、その裁判管轄権に関するいろいろな議論が行われているのが現状であります。そこで私どもの方といたしましては、現在の法律のもとで、しかも労働三法が行政協定のもとにおいて尊重さるべきものであるというところになっているのに、どこにそういうトラブルの原因があるかということを検討いたして、それを除去するように努力をいたしていただきたいと思います。その結果、鳩山総理があなたにそういうお答えをいたしたのであるといたしましたならば、鳩山総理のお考えは、その限りにおいては正しいかもしれませ

んが、私どもとしては、今ここでそのために行政協定を変えなくてはならないということは、私の立場では申し上げる段階ではありません。

○石橋(政)委員 今国会に自民党は憲法調査会法案なるものを出してきております。これは憲法改正というものを目標にしていることは明らかなんです。ありますが、その改正の必要な理由といたしまして、現行憲法がアメリカから押しつけられた憲法だ、だから自主的な憲法に切りかえる必要があると、いかにも日本がアメリカに対して自主性を發揮しているかのごとく、国民の通俗的な民族意識に訴えることによつて、憲法の改悪をはからんとしてい。しかしながら、日本政府がアメリカに対して自主性を持つておられないことは、今あなたがここで証明しておられます。幾ら口で自主性があるのだ、あるのだと言つておつても、実際に駐留軍の日本人労働者に、国内法の保護を与えてやることすらできないじゃありませんか。それをまた何とか完全に与えてやるように努力しようという意欲すら、あなたは持つておられないじゃありませんか。そういうことで何の自主性ぞやと私は言いたい。私は、もう少し真剣になつてこの問題を考へていただきたい。しかし、幾ら言つてもあなたはそれ以上の答弁をなさらない。鳩山総理は、先ほど読み上げたように、明らかに行政協定を改正する必要があるというところを、私も同感ですと言っている。その線にすらあなたは現在のところ達しようとしておられない。しかし本日ここで幾ら申しても、あなたがそれ以上の答弁をしないというのであればやむを得ません。また後日お尋ね

もし、総理にも尋ねることにいたします。皆さん方待つておられますので、一応質問を打ち切りたいと思ひます。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は一応終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会